鏡石町地域防災計画

(平成14年7月修正)

鏡石町防災会議

目 次

第	章	総	則
	第1	ñ	計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・ 1
	第2節	ñ	計画の構成、種別及び修正 ・・・・・・・・・ 1
	第3節	ñ	防災会議の運営 ・・・・・・・・・・・・・ 1
	第4節	節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務
			の大綱 ・・・・・・・・・・・・ 1
	第5節	ñ	町の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第2	2章	災害	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第1節	節	防災体制の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 6 (全職員)
	第2節	Î	水害予防に関する計画 ・・・・・・・・・・・・ 9 (総務課、建設課)
	第3節	Î	火災予防及び消防団活動に関する計画 ・・・・・ 10 (総務課)
	第4節	Î	訓練に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 14 (全職員)
	第5節	節	防災思想普及計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 17 (総務課、企画課)
第3	章	災害	· ···································
	第1	ń	災害対策本部組織計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 19 (全職員)
	第2節	節	災害対策本部配備計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 22 (")
	第3節	節	動員計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 (")
	第4節	節	応急公用負担等の実施計画 ・・・・・・・・・・・ 25 (総務課)
	第5節	節	気象業務に関する計画 ・・・・・・・・・・・・ 26 (")
	第6節	節	通信情報計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 (")
	第7節	節	災害広報計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 (総務課、企画課)
	第8節	節	避難計画
	第9節	節	救助救急計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 33 (全職員)
	第10節	節	食料供給計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34 (町民課、産業課、税務課
	第11節	節	衣料及び生活必需品その他物品供給計画 ・・・ 35 ("
	第12節	節	給水計画
	第13節	節	医療(助産)計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 36 (保健福祉課)
	第14節	節	防疫及び保健衛生計画 ・・・・・・・・・・・・ 37 (")
	第15節	節	廃棄物処理計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 39 (保健福祉、上下水道課)
	第16節	節	死者の捜索、収容処理、埋葬計画 ・・・・・・・・ 40 (総務課、町民課)

第17節	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 ・・・・・・・ 40 (建設課)
第18節	輸送計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41 (産業課)
第19節	水防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42 (総務課、建設課)
第20節	文教対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 45 (教育課)
第21節	隣保互助民間団体活用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 47 (総務課)
第22節	交通応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 48 (")
第23節	災害警備計画49 (")
第24節	消防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49 (")
第25節	自衛隊派遣要請計画 ・・・・・・・・・・・・・ 50 (")
第26節	生活関連施設応急対策計画 ・・・・・・・・・・・ 53 (総務課、建設課、都市整備課、
	上下水道課)
第27節	危険物保安計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54 (総務課)
第28節	農業各種災害対策計画 ・・・・・・・・・・・・・ 55 (産業課)
第29節	航空災害応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・ 59 (総務課)
第30節	災害救助法の適用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 60 (")
第4章 地震	夏対策計画
第1節	総 則63 (全職員)
第 2 節	震災予防対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63 (")
第 3 節	震災応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 68 (")
第 4 節	震災復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 74 (")
第5章 災害	官復旧対策計画
第1節	公共施設災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・ 75 (全職員)
第 2 節	金融及びその他の資金の資金計画 ・・・・・・・・ 76 (")
第3節	その他の保護計画 ・・・・・・・・・・・ 76 (")

第1章 総則

第 1 節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、 鏡石町防災会議が作成する計画であり、災害に際し被害を最小限に軽減し、もって地域社 会の秩序維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とするものである。

第 2 節 計画の構成、種別及び修正

第1.計画の構成

この計画は、防災に関し必要な体制を確立し、総合的、計画的な防災行政の整備及び 推進を図るため、災害対策基本法第35条の規定に基づいて本町における災害の発生状 況に即応した対策を定めようとしたのもである。

これまで、本町においては阿武隈川堤防(成田地区)の決壊による洪水と大規模火災による災害が発生している。これら災害と地震による災害の想定をして、鏡石町地域防災計画とした。

第2.計画の種別

鏡石町地域防災計画は「第1章 総則」、「第2章 災害予防計画」、「第3章 災害応急対策計画」、「第4章 地震対策計画」、及び「第5章 災害復旧対策計画」とする。

第3.計画の修正

鏡石町地域防災計画は毎年定期的に検討を加え、必要があると認めたときには速やかに修正しなければならない。

第 3 節 防災会議の運営

防災会議の運営については資料3の鏡石町防災会議運営規程による。

第 4 節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1.防災関係機関の実施責任

1.鏡石町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2.福島県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3.指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町及

び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4.指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公共性に鑑み、自ら防災活動を実施すると共に、防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図ると 共に、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2.防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1. 鏡石町
 - (1) 防災組織の整備及び育成指導
 - (2) 防災知識の普及及び教育
 - (3) 防災訓練の実施
 - (4) 防災施設の整備
 - (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
 - (6) 消防活動その他応急措置
 - (7) 避難対策
 - (8) 災害に対する情報の収集、伝達及び広報
 - (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他災害応急対策
- (14) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
- 2. 県の機関
 - (1) 福島県(県中地方振興局)
 - ア 防災組織の整備
 - イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
 - ウ 防災知識の普及及び教育
 - エ 防災訓練の実施
 - オ防災施設の整備
 - カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
 - キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - ク 緊急輸送の確保
 - ケ 交通規制、その他社会秩序の維持
 - コ 保健衛生
 - サ 文教対策
 - シ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援

- ス 災害救助法に基ずく被災者の救助
- セ 被災施設の復旧
- ソ その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置
- (2) 県中建設事務所・須賀川土木事務所 災害時における県管理の道路、河川、橋梁等の応急対策及び復旧
- (3) 県中保健所 災害時における保健衛生に関する対策
- (4) 須賀川警察署(鏡石交番)災害時における治安、交通、通信等警察行政に関する対策
- 3.自衛隊
 - (1) 自衛隊災害派遣計画の作成
 - (2) 県・町・その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
 - (3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与
- 4. 須賀川地方広域消防本部(鏡石分署)
 - (1) 災害時における消防・救急・救助に関する対策
 - (2) 防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- 5. 指定地方行政機関
 - (1) 仙台食糧事務所郡山支所 災害時における主要食糧の受給調整
 - (2) 鏡石郵便局
 - ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害時のおける郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ウ 災害時における町と鏡石郵便局間の協定に基づく協力
- 6.指定公共機関
 - (1) 東日本電信電話(株)(郡山支店)
 - ア 通信施設の整備及び防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
 - ウ 被災電気通信施設の復旧
 - (2) 東北電力㈱(須賀川営業所)
 - ア 電力供給施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時のおける電力供給の確保
 - ウ 被災電力施設の復旧
- 7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 農業協同組合
 - ア 町が行う被災状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材の及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災組合員に対する融資のあっせん
 - (2) 商工会
 - ア 町が行う被災状況調査及び応急対策への協力

- イ 災害時における物資安定についての協力
- ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (3) 金融機関

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

- (4) 病院等医療施設の管理者
 - ア 災害時における病人等の収容及び保護
 - イ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (5) 社会福祉施設の管理者
 - ア避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ災害時における入所者の保護及び誘導
- (6) 学校法人
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (7) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
 - ウ 災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (8) LPガス、都市ガス管理業者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (9) 運送業者

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送手段の協力

第 5 節 町の概要

- 第1.町の自然条件
 - 1.位置及び地勢

鏡石町は福島県のほぼ中央に位置し東は阿武隈川、西は釈迦堂川に挟まれており、町役場の位置は東経140度20分、北緯37度15分である。

本町は概して平坦地であるが中央部の標高は海抜270m、それぞれ河川に沿う東西部はやや低い。

面積は31.25平方 k m、南北6.8 k m、東西7 k mである。

2. 気候

本県中通り地方と大差なく、夏冬の寒暑差3.5度以内、月平均気温12.5度、一日㎡当たり降雨量6mm~6.5mm、降雨日数7.6日(月)、初霜10月5日、晩霜5月7日、初雪12月5日、終雪3月28日と比較的温和である。

第2.災害の発生状況

鏡石町における主な災害状況は次のとおりであるが、その他災害の発生に関する内容 は資料32.33のとおりである。

被災月日	災害種別	被害世帯	適要
昭 16.7	洪水・水害	8 0	成田字宿屋敷、床上浸水
昭 19.1	火災	8	鏡田字鏡沼
昭 21. 1. 1	火災	3 8	成田字宿屋敷
昭 22. 4.17	火災	5 1	笠石字西側、東側
昭 41. 6.28	洪水・水害	0	成田字沖、田中
昭 41. 9.25	洪水・水害	0	成田字沖、田中
昭 61.8.5	洪水・水害	7 3	成田字本町、笠石字中町 鏡田字不時沼 床上浸水
平 10.8.27	洪水・水害	5	成田、仁井田地区農地冠水(125ha) 不時沼、中町等床下浸水(5棟)

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災体制の整備計画

防災活動が相互に有機的な関連を持ちつつ、効果的に機能し得るよう町及び防災機関等の任務を明らかにし、防災体制を多角的に検討しながら、その組織化を図るものとする。

第1.町の防災組織

1. 防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置する。 所掌事務、組織については、町条例(資料1)のとおりである。

2. 災害対策本部

災害対策基本法第23条の規定に基づき設置する。

所掌事務としては、防災会議と緊密な連絡をもとに、地域防災計画の定めるところにより災害予防及び応急対策を実施する。

第2. 防災関係機関の防災組織

鏡石町地域を所管し、又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、鏡石町地域防災計画の円滑な実施のため、防災組織の充実を図るものとする。

第3.自主防災組織

災害発生時の被害を軽減するためには、町や防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、 地域住民が「自らの生命と財産は自らで守る」という意識のもとに自主防災組織を結成し、 相互扶助による防災活動を積極的に行うことが重要である。

1. 自主防災組織の育成

町及び防災関係機関は、災害発生時における自主防災組織の必要性等について理解を得られるよう広報活動を展開するとともに、防災訓練等の実施により、自主防災組織の育成と自主防災活動の充実を促進するものとする。

2. 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、近隣住民相互の密接な連携を確保する点から、行政区単位で編成するものとする。

3. 自主防災計画

自主防災組織は、災害時に効果的な活動ができるよう次の事項について計画を作成するものとする。

- (ア) 各係の任務分担
- (イ) 地域内の危険箇所
- (ウ) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (I) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (オ) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- 4. 日常の自主防災活動
 - (ア) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から集会等を活用して正し

い防災知識の普及に努める。また、民生委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障害者、外国人等のいわゆる災害弱者の確認に努めるものとする。

(イ) 防災訓練等の実施

日頃から各種訓練を行い、会員各自が防災活動に必要な知識と技術を習熟し、活動 時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのために自主防災組織が主体となり、町及び防災関係機関等の協力のもとに、防 災訓練を実施するものとする。

- ・災害情報の収集伝達訓練
- •初期消火訓練
- ・救出、応急手当訓練
- ・給食給水訓練
- ・避難訓練

第4.防災施設及び防災資機材の整備

町民の安全を確保するために、迅速・的確な情報収集、指令及び救出救護施設の速やかな整備が必要であるので、次に掲げる事項を推進するものとする。

1.通信関連施設

災害発生時には、有線通信体系が混乱する事が予想されるので、県防災無線、町防災 行政無線、移動系防災無線等の習熟を図る。

2.避難関連施設

災害が発生し、家屋倒壊や道路・橋りょう等の破損により同時多発的に火災が発生した場合、また、危険物の流出、上下水道、交通、通信が途絶した場合には町民を安全な場所に避難させる必要がある。

避難場所については、被害の態様に応じ公園、学校、公民館、集会所等の既設公共施設を中心として指定するほか、総合的に防災行政を進める中で防災に適した公園等の整備、避難場所の明示、周知の促進を図るものとする。

3.火災防止関連施設等

災害が発生した場合には、家屋倒壊、地割れなどの地震による直接的な被害によりも、 これに伴う火災による被害が大きいことに鑑み、町及び防災機関においては、消防施設 の整備を図るとともに、住民に対する初期消火体制の指導に努めるものとする。

ア 防火水槽の設置(消防水利の多重化)

災害時には、停電や水道管の破裂等の事態が当然に予想される。したがって、消火 栓の使用が不能となることが考えられるので、耐震性防火水槽の設置を進めるものと する。

また、川、池、沼などの自然水利のほか、プール、井戸、調整池等を消防水利として利用できるよう事前に検討して利用計画を立てるものとする。

イ 小型動力ポンプの配置

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式小型動力ポンプを配置するものとする。

ウ 消火器の設置

地震、火災の発生に際し、初期消火が効果的に行えるよう、地域、職場、家庭に火器の備え付けを奨励するものとする。

第5.災害弱者の安全確保

高齢者、乳幼児、傷病者、障害者(児)及び外国人等、避難の際に何らかの介助支援を必要とする「災害弱者」の避難が可能な環境の整備のため、施設入居者については施設管理者と連携し、在宅者については地域ぐるみの支援の下に、その体制づくりに努める。

1.保育所、児童館の防災対策

各施設防災計画に基づき、入所児の安全を確保する。

- 2.特別養護老人ホーム「鏡石ホーム」の防災対策
 - (1) 特別養護老人ホーム「鏡石ホーム」防災計画に基づき、入所老人の安全を確保する。
 - (2) 日常から地元消防団、地域防災会、消防関係機関と緊密な連携をとらなければならない。
- 3. 一人暮らし老人、寝たきり老人の防災対策
 - (1) 民生委員を中心とした地域ぐるみの支援に努める。
 - (2) 一人暮らし緊急通報システムを効果的に運用できるよう努める。
- 4. 外国人の防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「災害弱者」として位置付け、 災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、環境づくりに努めるとともに、多様な機 会に防災対策の周知に努める。

5.避難所における災害弱者支援

避難所として指定している施設を生活面での物理的障害壁の除去(バリアフリー化) に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備について、事前準備に努める。

また、福祉避難施設として町老人福祉センターを指定する。

第6.ボランティアとの連携

災害発生時には、町内外から多くの支援が寄せられることから、その受け入れ体制を整備するものとする。

1.ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政の補完的役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものとがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法 を検討する。

2.ボランティアの受け入れ体制の整備

町社会福祉協議会等と連携を図りながら、日頃からボランティア活動を支援し、その整備に努める。

- 3.ボランティアの種類
 - (1) 一般ボランティア
 - ・労務の提供
 - (2) 専門ボランティア
 - 医療ボランティア

- 介護ボランティア
- ・応急危険度判定士
- ・通訳ボランティア
- ・救急救助ボランティア
- ・無線ボランティア等

また、災害時に行政とボランティア間を取り持ち、指導・総合調整にあたるボラン ティアコーディネーターなどの育成に努める。

第7.文化財災害予防対策

町教育委員会は、関係機関及び所有者等と協議して、災害発生時に迅速に対応できる体制を確立しておくものとする。

第2節 水害予防に関する計画

阿武隈川、鈴ノ川、釈迦堂川流域の水害を予防するために堤防の保護に努める。また堤防の補強と河床上昇時における流路整正を関係機関に働きかける。

第1.水防管理団体

水防管理者(町長)は、水防法第25条に基づき「鏡石町水防計画書」を定め、水防活動を行う。

第2.水害予防計画

- 1.消防団員の召集
 - (1) 水防第 1 態勢

洪水による災害の発生が予想されたときは、第5分団屯所に一部の団員を召集する。

(2) 水防第2態勢

洪水による災害の発生が予想され、又は発生した場合は消防団全員を召集する。

- (3) 水防非常態勢 (2)に同じ。
- 2.出動 待機にある団員を次の区分により出動させる。

出動区分	分 団 名	出 動 内 容	備考
第1出動 第2出動 残 留	5 分団、7 分団計53名 第1出動を除く全団員 1分団10名、3分団7名 2・4分団各々10名	予想(状況により7分団除く) 予想及び発生	

3. 資器材の配備

第5分団長は気象通報を受けた場合、直ちに水防倉庫にある資材について調査点検して、搬送可能な状態に努めること。

4. 事前措置の指示の方法

事前措置の対象となり得る施設物件	措置の内容
広告物 看板の類	取り外し、補強あるいは撤去
工事現場の施設及び資材	整理、移動、補強あるいは撤去
煙突の類	補強、補修あるいは取り外し
土地造成地	崩壊止め、土砂流出止め
貯木場の材木	整理

5.この他については、「鏡石町水防計画書」による。

第3節 火災予防及び消防団活動に関する計画

第1.組織計画

- 1.事務機構は資料4による。
- 2.災害時の消防団の編成
 - (1) 通常災害の編成は資料5による。
 - (2) 非常災害
 - ・災害時における部隊編成は全団員を召集し各分団編成により、火災、風・水害等に当たる。
 - ・救助、救急隊は火災警防隊のための部隊編成の一部として編成する。要救助者があるときは、救助救急を優先とした救助行動とし、火災防御行動を兼務する。
 - ・水害時における火災警防体制は、火災警防隊として次の分団を分団屯所に待機させる。



第2.消防力等の整備計画

- 1.消防力の現況等は資料6-1~6-6による。
- 2.施設及び資機材の整備点検

点検別	点 検 者	点検予定日	点 検 内 容
通常	町長・団長	1月上旬	人員、姿勢、服装、訓練礼式、機械器具 消防操法
	町長・団長 町長・団長	6 月上旬 11月上旬	用的珠坛 同 上 同 上
特 別 (現場)	消防主管課長・団長 団長・分団長	2月上旬	機械器具及び消防用備品一切 現場点検は作業が終わり次第人員、 服装、機械器具、資機材を検査する。

3. 気象及び火災通報の状況

通報は鏡石町防災行政無線による。



第3.消防力等の増強及び更新計画

- 1.消防団員の増員については当分の間現在定員による。
- 2.消防施設設備の増強、更新については消防施設設備整備計画による。

第4.調 査計 画

- 1.消防地理調查
 - ア 地形、地物、通路橋

当町は概して平坦地であり、道路はほとんどが幅員3.5m以上で消防ポンプ車は通行可能であるが、災害に対処した適切な防ぎょ活動及び救急活動等ができるよう災害危険区域等の調査を行う。

イ 建物等

公共建築物

2.消防水利調査計画

消火栓、防火水槽、その他消防用水利として使用できるものを指定し調査簿(資料7)を作成しておく。消防水利原図は別紙図面による。

第5.災害予防計画

1.火災予防指導

防火管理者、危険物取扱主任者、消防設備士等については、消防機関等の講習会の催 しに参加させ予防に努める。

その他、事業所、団体については資料の配布等により、予防、指導を図る。 実施日時、場所については、その都度定める。

2. 火災予防查察

須賀川地方広域消防組合須賀川消防署鏡石分署が実施する。

- 3. 広報活動
 - · 広報責任者(消防団長)
 - · 広報担当者(本部庶務部長)

広報媒体によるもの

広報紙 防災無線 広報車による巡回広報

諸行事によるもの

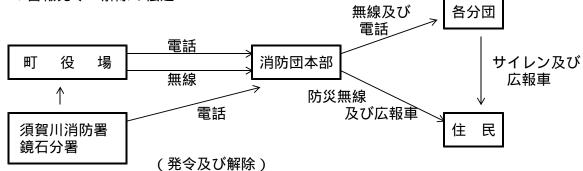
- ・防災とボランティアの日「1月17日」、週間「1月15日~21日」
- ・春の全国火災予防運動「3月1日~7日」
- ・防災の日「9月1日」、防災週間「8月30日~9月5日」
- ・秋の全国火災予防運動「11月9日~15日」

民間協力機関によるもの

防火管理者 学校生徒児童

第6.警報発令伝達計画

1.警報発令・解除の伝達



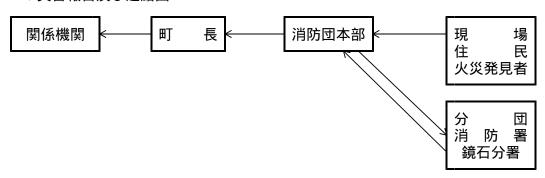
2.その他の警報伝達及び周知前記に準ずる。

第7.情報計画

1.情報収集

災害状況調査表により関係者から災害状況を収集する。

2.災害報告及び連絡図



3.情報広報

住民に対する広報は防災無線及び広報車による。

4.情報記録

災害状況調査表、報告書、災害写真等は永久保存として編集する。

第8.火災警防計画

- 1.消防団員の召集
 - ア 火災警報発令時

全消防団員は各区域分団屯所或いは機械置場に待機または在宅待機とする。

イ 通常火災時

火災発生地域分団及び隣接分団以外の全消防団員は各区域分団屯所、機械置場等に 待機する。

ウ 非常火災時

防災無線或いはサイレン等により火災発生地域現場本部に集合する。

- 2.消防団員の出動
 - ア 出動計画:人員及び区域、車両等は資料8-1及び8-2による。

- イ 偵察:報告又は通報があったとき(分団の場合は分団長)は、直ちにその地域を偵察させる。
- ウ 応援:応援出動は隣接分団(通常)とし非常時の場合は全分団とする。

3.警 戒

ア 火災警報発令中

警戒班は各分団員5名~10名とし分団長が班長として編成警戒に当たる。 警戒場所は各分団地域とする。

イ 災害時

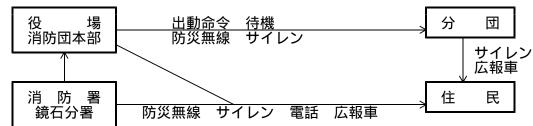
二次的災害発生を考慮して各分団2名~5名程度警戒に当たる。

ウ その他

火災期、火災頻繁の場合は別に定めて特別警戒に当たる。

4.通 信

ア 通信網は次のとおりとする。



イ 通信施設使用、優先順位は通常、非常災害に拘らず次のとおりとする。

無	線	防災行政無線	消防団防災無線
電	話	62-2111	

第9.応援機関

1.相互応援協定に関する事項

次の6市町村との間に「消防相互応援協定」を締結し、災害の種別を問わず、相手方の要請に基づき応援隊の派遣等を行うものとする。(資料9)

[消防相互応援協定市町村]

- ・須賀川市 ・天栄村 ・長沼町 ・岩瀬村 ・矢吹町 ・玉川村
- 2. 応援方法 (隣接市町村の場合)

分団名	応 援	区域	資 機	材	人 員
1 分団 3 分団 4 分団 5 分団 5 分団 6 分団 8 分団	# 前 玉川村 須賀川市 和	留地区 竹田川地区 留田地区 百部地区	自動車ポンプ " 小型動力ポンプ 自動車ポンプ " 小型動力ポンプ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 0名 1 5名 1 0名 2 0名 2 0名 1 5名 1 5名

この他は、その状況に応じて応援指令する。

3. 資料の交換

双方の資料により誘導等に必要な図を作成し市町村間で参考とする。

第 4 節 訓練に関する計画

次に掲げる計画を中心に関係機関の緊密なる連携のもとに図上または実地により総合的に実施するもとする。

実施予定日時、実施方法は別にその都度定める。

第1.消防訓練

鏡石町における消防訓練は次の事項により行うものとする。

1.基礎訓練

規律訓練は団員の礼儀秩序の保持、職務遂行の育成等を養うため次のとおり実施する。

期日	場所	規律訓練	操法訓練	召集・出動	放水訓練	人命救助	避難誘導
1月	公民館グランド	208					
3月	各地区		208	100	100	100	100
6月	支 部	208					
6月	公民館グランド		100				
11月	中学校 "	208					
12月	各地区			100			

2. 火災防御訓練

召集、出動、水利、人命救助、避難誘導、警戒、連絡、破かい消防、水損防止等一連からの訓練を行うため次の点について充分訓練する。

- ア 非常召集を行った場合、現在員の半数以上かつ10分以内に集合するように訓練する。
- イ 火急に間に合うように服装を整備しておくこと。
- ウ 機械員と乗車員の定位姿勢に留意し事故の防止を図ること。
- エ 出動順路は使用水利、火災状況を判断した方法をとること。
- オ 水利の選定は火点に近く水量豊富な部署とする。
- カ 人命救助は火災防御に優先することから援護注水、救助器具の使用方法を訓練する こと。
- キ 防御については火勢を確認して鎮圧に便利な位置、延焼火勢については適切にこれ を包囲して部署すること。
- ク 注水は、集中注水、拡散注水等あるが延焼火力に先ず注水し順序注水に及ぼすこと。
- ケー水利統制は消火栓を各隊が使用し共倒れとならないように増水、増配水を図ること。
- コ 連絡は、防災無線、電話、トランシーバー等の使用について訓練すること。
- サ 避難誘導、警戒訓練は、火災時の誘導方法飛火による延焼防止のための警戒体制を 訓練すること。

- シ 破かい消防は諸種の消防対象物を想定し図により訓練すること。
- 3. 林野火災、車両火災訓練も前記に併せて訓練する。

第2.水防訓練

- 1. 基本訓練
 - (1) 召集、出動は、水防第 1 態勢、水防第 2 態勢、水防非常態勢、水防警報等の情報連絡、水防資機材の整備点検、堤防巡視、通信輸送の確保準備とする。
 - (2) 水防工法は次のものを訓練する。
 - 土俵 え、竹上げ、積土俵、木流、 張、月の輪、川倉等
 - (3) 人命救助、避難等については危険が迫っての措置なので、その方法等充分訓練する こと。
 - (4) 通信連絡、情報収集等は防災無線、電話、トランシーバー等を活用し越水、決壊等 の原因、程度、交通建築物の被害又は避難者の状況等について訓練すること。

期	日	場所	召集出動	水防工法	人命救助	避難訓練	通信情報
7 .	月	成田区内 保健センター 構造改善センター 河川堤防	200人	120人	2 0人	4 0 人	2 0人

第3.非常召集訓練

非常召集訓練は鏡石町職員に対し町長が実施する非常召集を行うことを目的とする訓練とする。

- 1. 平素における非常召集措置の整備
 - ア 召集対象者の住所、居所及び連絡方法等の整備
 - イ 召集命令伝達、示達の要領及び連絡方法等の整備
 - ウ 非常召集の業務分担配置要領の整備
 - エ 待機命令の基準の整備
 - オ その他、非常召集のために要する事務処理の整備
- 2. 非常召集命令の伝達、示達

伝達、示達の方法は災害の緊急性から最も早く到達する方法を講ずべきものであるが 内容において、特に命令の発令者、集合日時、服装、携行品、召集の理由等を明示した 非常召集命令票により正確なる伝達を原則とする。

但し、事前計画による電話、FAX、防災無線及び口頭による伝達も正確化を期するよう留意して実施する。

3.集合方法

集合方法は第一義的に迅速に行うべきであるが訓練においては集合通路の崩壊等の被害等を想定して実施するものとする。

4.点 検

- ア 伝達方法、内容の確認点検
- イ 受令時間の確認点検

- ウ 装備、装着等の整備の点検
- エ その他対策準備体制に関する点検

第4.災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、災害予防、応急対策の際の人命救助、災害の救援、交通通信の確保または、秩序維持のために行う訓練で災害通信連絡訓練の実施要領は次によるものとする。

- 1.訓練種別
 - ア 有線訓練
 - イ 無線訓練
- 2.訓練実施項目
 - (1) 有線訓練は、有線系統によって非常通報を迅速かつ適確に実施する訓練とする。 特に訓練に当たって留意すべき点は、次のとおりとする。
 - ア 災害の種別、場所、被害、日時等の災害状況の想定をすること。
 - イ 通信線の途絶の想定を行い実施すること。
 - ウ 報告、連絡の順序を報告、連絡要領に基づいて訓練する。
 - エ 所要時間の測定を行うこと。
 - オ 機関相互の連絡訓練を行うこと。
 - カ 住民に対する指示、命令、伝達、警告等の通信訓練を行うこと。
 - キ 被害状況収集訓練を行うこと。
 - (2) 無線訓練

無線訓練は、防災行政無線による訓練を実施するものとする。特に訓練に当たって留意すべき点は、次のとおりとする。

- ア 災害の種別、場所、被害、日時等の災害状況の想定を行うこと。
- イ 通信線の途絶の想定を行い実施すること。
- ウ 報告、連絡の順序を報告、連絡要領に基づいて訓練する。
- エ 所要時間の測定を行うこと。
- オ機関相互の連絡訓練を行うこと。
- カ 住民に対する指示、命令、伝達、警告等の通信訓練を行うこと。
- キ 被害状況収集訓練を行うこと。

第5.総合防災訓練

1.方 針

災害対策基本法第48条の規定に基づき鏡石町内における災害対策関係機関・団体及び住民が一体となり、総合的共同訓練を実施して災害応急対策活動の習熟を図るとともに災害対策関係機関団体相互の協力体制及び住民の防災意識の高揚に資することを目的とするものである。

2. 実施要領

火災又は水害による災害状況を想定し「総合防災訓練実施要領」を策定して実施する。

(1) 参加機関

ア国、県、町の防災関係機関

- イ 応急対策活動を要する公共機関
- ウ 防災上重要な施設
- 工 公共的団体等
- (2) 実施場所及び時期

想定災害の種別、規模等によりその都度関係機関と協議のうえ定めるものとする。

3.訓練項目

想定災害状況により訓練項目を決定するが想定災害防御訓練、災害避難救助訓練、非 常召集訓練、災害通信連絡訓練等の各項目についてできるだけ多くの項目を実施するよ う努める。

4. 実施方法

- (1) 「総合防災訓練実施要領」に定める「被害規模状況」及び「訓練進行要領」に基づ き参加各機関がそれぞれ「細部訓練実施要領」を策定して実施するものとする。
- (2) 訓練の指揮命令系統はそれぞれ各参加機関ごとの系統によるものとし、想定に基づ く訓練の進行の円滑を図るために参加機関から連絡員による訓練連絡本部を設けるも のとする。

第6.実施結果の報告

訓練を実施したときは、その結果を県知事(県中地方振興局長)に報告するものとする。

第 5 節 防災思想普及計画

災害予防は防災関係機関のみならず町民一人一人の自覚と自発的協力が必要である。こ のためパンフレットの配布、講習会などあらゆる手段をもって常時町民に対する防災思想 の普及徹底と防災施設の愛護精神の向上を図るよう努めるものとする。

第1.普及の方法

防災知識の普及は次の媒体の利用による。

(1)町広報紙

(2)防災行政無線 (3)広報車

第2.広報すべき内容

- 1. 鏡石町地域防災計画の概要
- 2.災害発生原因についての知識
- 3. 防災施設の愛護精神の向上
- 4. 防災の心得

第3.主要広報活動事業

風水害の予防、防霜対策、防災の日、台風に対する心構え、春の火災予防運動、秋の火 災予防運動

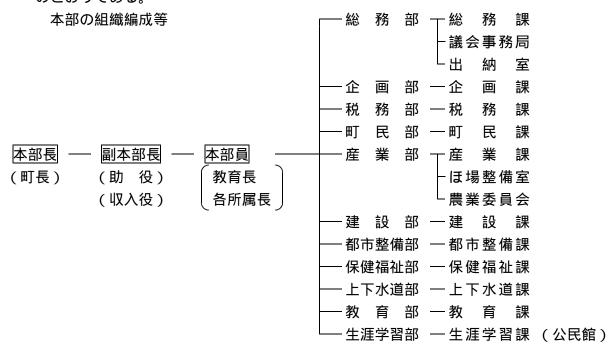
第3章 災害応急対策計画

第 1 節 災害対策本部組織計画

鏡石町災害対策本部の組織及び編成等は「鏡石町災害対策本部条例」及び「鏡石町災害対策本部規程」の定めるところによるがその概要は次のとおりである。

第1.災害対策本部の組織編成等

鏡石町災害対策本部は、役場第一会議室、又は災害の態様により本部長が指定する場所に設ける。組織編成は鏡石町災害対策本部規程の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。



第2 各部の事務分掌

部課名		分 掌 事 務 (班)
総 務 部	1	防災会議に関すること
(総 務 課)	2	災害対策本部の庶務に関すること
(議会事務局)	3	総合的災害対策の樹立と各課との連絡調整に関すること
(出納室)	4	災害対策本部長の命令の伝達に関すること
	5	気象通報の授受及び通報に関すること
	6	災害の情報収集に関すること
	7	自衛隊派遣要請に関すること
	8	自衛隊派遣部隊、災害援助隊等との調整に関すること
	9	防災会議各機関との連絡に関すること
	10	災害救助に関すること
	11	公用令書の発行に関すること

部	課	名			分	掌	事	務	(到	E)
			12	要望陳情	等の資料	斗の作成に	こ関する	こと		
			13	災害対策	本部とき	5班との道	連絡に関	するこ	ب	
			14	職員の非						
			15	避難所の	運営に関	関すること	<u>L</u>			
			16	災害応急	対策費の	の予算措置	置に関す	ること		
			17	災害応急	対策に関	関する経費	貴の経理	に関する	ること	:(出納室)
			18	鏡石町災	害弔慰急	金の支給が	及び災害	援護資金	金に関	する条例に関する
				こと						
			19	その他他	班に属し	」ない事エ	頁			
企	画	部	1	災害情報	収集、約	災害広報に	こ関する	こと		
(企	画	課)	2	災害写真	の撮影、	収集記録	录等に関	するこ	٢	
			3	本部長の	命ずる原	応急対策に	に関する	こと		
税	務	部	1	災害援助	物資の配	で布に関す	すること			
(税	務	課)	2	本部長の	命ずる原	で 急対策に	に関する	こと		
囲丁	民	部	1	町民の安	否確認に	こ関するこ	ے ک			
(周丁	民	課)	2	被災者に	対する扱	爰護対策に	に関する	こと		
			3	災害義援	金品受信	付及び配ね	5等に関	するこ	٢	
			4	本部長の	命ずる原	応急対策に	こ関する	こと		
産	業	部	1	応急救援	のための	の食料品、	生活必	需品の記	調達に	関すること
(産	業	課)	2	緊急輸送	計画に関	関すること	느			
(ほり	易整体	備室)	3	農産物、	農業施証	殳の被害の	の調査並	びにその	の応急	!復旧に関すること
(農業	[委]	員会)	4	商工業の	災害状況	兄の調査ス	及び応急	対策に	関する	こと
			5	本部長の	命ずる原	応急対策に	こ関する	こと		
建	設	部	1	土木施設	被害の制	犬況調査刀	 ひび応急	対策に	関する	 っこと
(建	設	課)	2	水防活動	に関する	ること				
			3	災害関係	住宅等に	に関するこ	ع:			
			4	本部長の	命ずる原	応急対策I	こ関する	こと		
都市	整	備部	1	都市施設	被害の制	大況調査2	 及び応急	対策に	関する	こと
(都計	卜整 位	備課)	2	本部長の	命ずる原	応急対策 に	こ関する	こと		

部課名		分 掌 事 務 (班)		
保健福祉部	1	被災者の救護に関すること		
(保健福祉課)	2	被災地における伝染病の予防に関すること		
(保育所)	3	環境衛生の保持に関すること		
(児 童 館)	4	災害時における応急医療及び助産に関すること		
	5	医薬品及び衛生資材の調達に関すること		
	6	医療機関との調整に関すること		
	7	保育所、児童館の児童の避難及び救護に関すること		
	8	被災地区における児童及び母子世帯の援護対策に関すること		
	9	被災地区における高齢者・障害者世帯等の援護対策に関すること		
	10	被災者に対する世帯更生資金貸付に関すること		
	11	本部長の命ずる応急対策に関すること		
上下水道部	1	被災地における給水及び復旧に関すること		
(上下水道課)	2	し尿処理に関すること		
	3	下水道施設、集落排水施設の被害調査及び復旧に関すること		
	4	本部長の命ずる応急対策に関すること		
教育 部	1	園児、児童、生徒等の保護対策に関すること		
(教育課)	2	小中学校の施設の被害の調査及びその応急対策に関すること		
(鏡石幼稚園)	3	被災した児童及び生徒の状況調査及びその応急対策に関すること		
(成田幼稚園)	4	本部長の命ずる応急対策に関すること		
生涯学習部	1	ボランティアの受け入れ、配置に関すること		
(生涯学習課)	2	本部長の命ずる応急対策に関すること		
(公民館)				

(備考)部長は部の分掌事務を処理するためあらかじめ担当の部員を定め体制を整備しておくものとする。

第 2 節 災害対策本部配備計画

職員は災害対策本部が設置されたときは、本部長の指揮下に入り、第1節「災害対策本 部組織計画」の定める任務分担に応じて災害活動に従事するものとする。

第1.災害対策本部の設置及び解散

- 1.設置基準
 - (1) 次の各号の1に該当し、町長が必要と認める場合には、災害対策本部を設置するものとする。
 - ア 大規模な災害の発生するおそれがありその対策を要するとき

- イ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき
- ウ 災害救助法による救助を要する災害が発生したとき
- エ 鏡石町又はその周辺で震度 5 (弱、強)の地震を観測し、町内に大規模な災害が 発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 鏡石町又はその周辺で震度 6 弱以上の地震を観測したときには、災害対策本部を自動的に設置する。

2.解散基準

本部長は災害の発生する恐れがなくなり、または災害による救助が完了したと認めたときは、これを解散するものとする。

3. 町長不在時の決定

災害発生時に町長不在等で、災害対策本部設置の決定が困難な場合は、助役がこれを 決定する。それも困難な場合には、収入役を第二順位、総務部長(総務課長)を第三順 位として決定する。

また、自衛隊への災害派遣要請など緊急を要する決定についても、前記述同様とする。 第2.災害対策本部の設置及び解散の伝達

災害対策本部の設置及び解散の伝達は、口頭、電話、防災行政無線により、各本部員、福島県、防災機関及び町民に伝達するものとする。

第3.配 備

1.勤務時間内における配備

各部長は、災害対策本部が設置された時には、あらかじめ定められた職員を各班毎に配備につけ、災害活動を実施するものとする。

2. 勤務時間外における配備

ア 各部長は、勤務時間外において災害が発生し、災害対策本部設置の連絡を受けたとき は職員へ連絡し、あらかじめ定められた職員を各班毎に配備につけ、災害活動を実施するものとする。

イ 各部長は、職員の参集状況に応じ本編成に至るまでの間、応急対策班を編成し災害活動を命ずることができる。

3.配備の状況報告

各部長は、職員の配備を完了したときには、速やかに総務部長(総務課長)を通じ、本部長へ報告するものとする。

第4.現地対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、組織及び設置場所等を定めて現地対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の事務分掌及び運営はその都度、本部長が定めるものとする。

第3節動員計画

災害応急対策活動の実施に際して、必要な応急対策要員を確保するため、次により職員、 消防団員等の動員を行うものとする。

第1.配備基準(地震災害時の配備は、第4章 地震対策計画による)

災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生した場合における応急対策活動を実施するための体制を、事前配備、警戒配備、非常配備とし、その基準は概ね次のとおりとする。

1.事前配備、警戒配備、非常配備に関する一般的基準は次による。

指揮者 総務部長(総務課長)

だだし、災害対策本部が設置された場合は、本部長とする。

種別	配 備 内 容	配 備 時 期
事前配備	情報連絡のため、総務課、建設課の少数の人員をもって当たるも状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	 次の注意報が発令になったとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 その他必要により指揮者が当該配備を指令したとき
警戒配備	予想される災害に関係する各課で所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び応急措置に当たる。 災害発生ととも直ちに災害応急対策活動ができる体制とする。	1 次の警報が発令になったとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報等 2 その他必要により指揮者が当該 配備を指令したとき
非常配備	発生災害に関係する所属長は、所要 人員を配備して災害応急対策活動が できる体制をとり、災害活動を実施 する。 災害対策本部が設置された場合に は、全職員及び全防災機関をもって 災害活動を実施する。	1 町内で災害が発生し、拡大のお それがあるとき 2 複数の地域で災害の発生が予想 されるとき 3 その他必要により指揮者が当該 配備を命令したとき

*災害の規模及び災害の種類に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合には、指揮者の命令により配備体制を整えるものとする。

第2.動 員(招集)

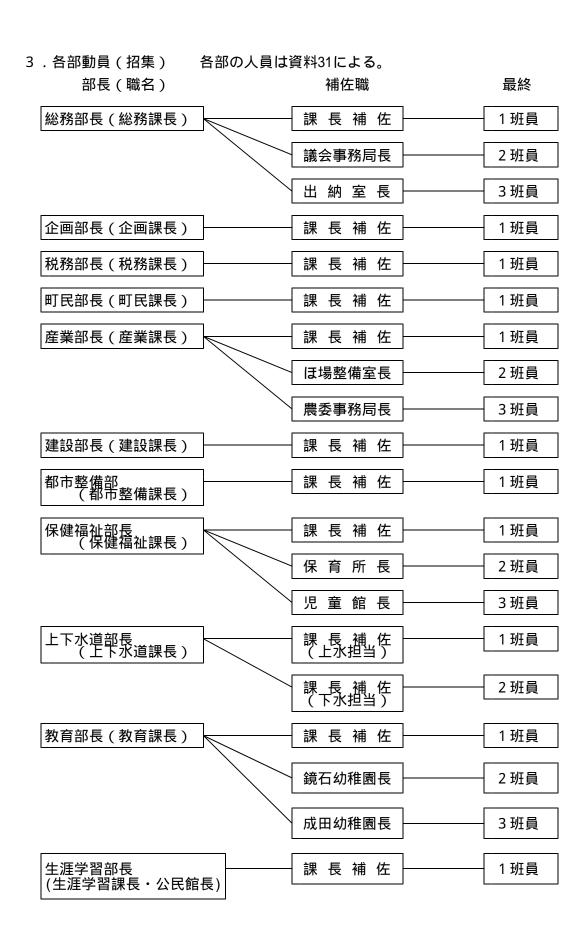
動員は、災害対策本部の配備の区分に従って次の方法によって行うものとする。

1.災害対策本部のそれぞれの配備につくための動員は、本部長の配備決定に基づき本部が次の順序で行うものとする。

配備の決定 町災害対策本部 災害対策本部員 班員

2.関係課又は、宿日直者は、災害の発生を承知し、又は発生しようとしていることを承認したときは、総務部長(総務課長)を通じて町長に通知するものとする。

なお、勤務時間外においては、緊急連絡体制表により連絡するものとする。



4.非常参集

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあること を覚知したときは、動員伝達の有無に関わらず、配備体制基準の配備内容に基づき、直 ちに所定の場所に参集し、配置するものとする。

なお、参集途上においては、目視などにより被害状況の情報収集を行うものとし、所属において直ちに報告するものとする。

5.消防団員等の動員

- (1) 動員命令は、町長が消防団長に行うものとし、各分団に対し下記事項により命令するものとする。
 - ア 動員を要する分団名
 - イ 動員の規模
 - ウ 作業内容及び作業規模
 - 工 装備等
 - オ 集合時間及び集合場所
 - カ その他必要と認める事項
- (2) 動員の規模、能力

動員の規模、能力については、「第2章 第3節 火災予防及び消防団活動に関する計画」によるものとする。

第 4 節 応急公用負担等の実施計画

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において応急処置を速やかに実施する必要があると認めるときは、地域内の他人の土地、建物、その他工作物又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収容し、地域内の住民を応急処置に従事させ、その対策の万全を期すものとする。

第1.応急処置及び代行

- (1) 応急処置実施のため警戒区域の設定、人的、物的、応急公用負担の実施は町長が行う。
- (2) 町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、知事は町長が実施すべき応急処置の全部又は一部を代わって実施するものとする。

第 5 節 気象業務に関する計画

気象業務法に基づく気象等の予警報は、福島地方気象台が行う。 町は、県防災行政無線により、情報を受領する。

第 6 節 通信情報計画

災害情報及び被害報告の収集通報の要領は次のとおりとする。

第1.被害状況の掌握

災害による被害が発生した場合における被害の状況は、それぞれの所管事項に関し関係 各課において掌握するものとする。

第2.被害状況報告

- 1. 各課において掌握した被害状況は総務部長(総務課長)に報告するものとする。
- 2.総務部長(総務課長)は、必要の都度被害状況を町長、県、関係機関へ報告するものとする。大規模な地震災害等により、町から県へ報告できない場合は、国(自治省消防庁)に直接、報告をすることとする。また、県中地方振興局へ報告することができない場合においては、直接、県県民安全室に報告するものとする。

第3.被害報告の内容と種類

- 1.報告の種類
 - (1) 概況報告(被害速報) 被害が発生した場合に直ちに行う。
 - (2) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(3) 確定報告 被害状況が確定した場合に行う。

- 2.報告の様式
 - (1) 報告様式は別に定める被害報告書様式のよるものとする。
 - (2) 概況報告及び中間報告は、確定報告の内容に準じて行うものとする。

第4.通信の方法

一般加入電話、鏡石町防災行政無線、移動系防災無線、福島県防災行政無線による。ただし、通信の途絶時における通信連絡の方法は、自動車、タクシー無線等による。

1. 鏡石町防災行政無線

鏡石町防災行政無線は、災害時においては防災関係機関、町民に対し災害に関する情報伝達を行い、通常は防災広報、行政情報の広報に運用する。

この運用については、鏡石町防災行政無線管理運用規程(固定系)の定めるところによる。

2.移動系防災無線

移動系防災無線は、消防団、防災関係各課に配備する。

(1) 通信の統制

災害発生時においては通信の錯綜が予想されるため、無線管理者は必要に応じ通信の統制をし、通話の制限、通信内容による優先通話を行い、通信の円滑化を図るものとする。

(2) 無線機の管理

無線機は、被配備者が管理し、定期的に基地局と通信試験を行うものとする。

3.福島県防災行政無線(福島県総合情報ネットワークシステム)

県、県内市町村及び防災機関との災害情報の連絡に運用する。

また、県及び気象庁からの気象、災害情報の受信に注意しなければならない。

災害情報系統図 消防団長 分団長 団員 団本部62-2111 住 民 県(県民安全室) 災害発生 電話番号 024-521-7194 (発見者等) 衛星電話 TN-80-200-2632 衛星FAX TN-80-200-5523 町長(本部長) 役場総務課 0248-62-2111 県中地方振興局(県民生活課) 衛星電話 TN-80-343-01 (県災害対策地方本部) TN-80-343-10 衛星FAX 電話番号 024-935-1295 災担当課長(総務課長) 衛星電話 TN-80-300-751 衛星FAX TN-80-300-750 者 (行政係長) 県中建設事務所024-935-1456 須賀川土木事務所 75-3196 須賀川消防署 須賀川警察署 76-3111 75-2121 鏡石分署 鏡石交番 国(総務省消防庁) 防災情報室 03-5253-7526 62-4511 62-2012 FAX 03-5253-7536 直 室 03-5253-7777

第 7 節 災害広報計画

災害に関する広報は次によるものとする。

第1. 広報担当

- 1.企画部長(企画課長)はすみやかに情報を収集するとともに広く住民に広報するものとする。
- 2. 各部は広報活動に必要な情報、資料を積極的に提出しなければならない。
- 3.報道機関への対応、公表を行う。

第2. 広報の方法及び内容

- 1. 広報手段
 - (1) 防災行政無線
 - (2) 広報車
 - (3) 報道機関
 - (4) 広報紙、チラシ等
- 2. 広報の内容
 - (1) 災害関係予報、警報又は災害発生の状況
 - (2) 町民に対する防災、救助、避難等の情報
 - (3) 災害応急対策及びその活動状況

- (4) 災害復旧対策、救援及びその活動状況
- (5) 被災地を中心とする交通規制及び交通情報

第3. 広報記録の作成

広報担当は写真取材等被災現地の情報収集に努め、広報記録を作成する。

第 8 節 避難計画

災害に際し危険区域にある住民を安全な場所に避難させ危険状態にある者の捜索救出を して、生命、身体の保護を図るものとする。

災害救助法が適用された場合は、同法の定めるところのよる。

第1.避難勧告及び指示

町長(避難命令権者)は次の危険を察知したときは、人命の安全を確保するため危険の 切迫する前に十分な余裕を持って避難勧告、指示を発する。

1.避難の実施機関

避難の勧告及び指示権者は次のとおりであるが、勧告、指示を行ったとき、あるいは 自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、 危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。 このため、早期に避難を指示するとともに、避難の指示等が各住民に周知徹底するよう 情報伝達の方法に十分配慮する。

	実施責任者	措置	実施の基準
避難の 告	町 長 (災害対策基本法第60条)	立退き勧告 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と 認められるとき。
	県 知 事 (災害対策基本法第60条)	立退き勧告 立退き先の指示	災害発生により、町がその全部又 は大部分の事務を行うことができな くなったとき。
避難の指示等	町 長 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と 認められるとき。
	県 知 事 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示立退き先の指示	災害発生により、町がその全部又 は大部分の事務を行うことができな くなったとき。
	知事及びその命を受け た職員又は水防管理者 (水防法第22条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫して いると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退きの指示立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示 することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。

実施責任者	措置	実 施 の 基 準
警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等 の措置	重大な災害が切迫したと認めると きは、警告を発し、又は特に急を要 する場合において危害を受けるおそ れのある者にに対して、必要な限度 で避難の措置をする。
自 衛 官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等 の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

2. 避難のための勧告及び指示の内容

避難の勧告、指示、を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

3.避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 住民への周知

避難の勧告又は指示を行った場合、或いは他機関からその旨の通知を受けた場合は、 迅速に住民へ周知する。

なお、避難、指示の解除の場合も同様とする。

(2) 知事への報告

町長は、避難のための立退きを勧告・指示し、又は立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告する。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ア 避難勧告・指示の有無
- イ 避難勧告・指示の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- 才 避難責任者
- 力 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示することともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(3) 警察官の措置の報告系統

ア 災害対策基本法に基づく措置

警察官 警察署長 町長 県知事(県民安全室)

イ 職権に基づく措置

警察官 警察署長 県警察署本部長 県知事 町長

(4) 自衛官の措置

自衛官 陸上自衛隊駐屯地司令 、 県知事

₹₩₹ ₽Щ

第2.警戒区域の設定

1.警戒区域設定者

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定する。

2.警戒区域設定の時期及び内容

特に必要と認めたとき、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立ち入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

3.警戒区域設定の周知

避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないよう措置するものとする。

第3.避 難

避難は、住民が自主的に行うほか、町長及び防災関係機関がその措置に当たる。

- 1.地震災害時等、町民は指定された避難場所に避難する。
- 2. 小中学校に当たっては、小中学校防災計画による。
- 3.保育所、幼稚園、児童館については、各施設の避難計画による。
- 4.成田地区洪水における避難は水防計画による。
- 5. その他災害の状況により最も安全な場所に避難する。

第4.避難所の設置(資料10)

災害発生によって、避難を要する時は直ちに使用できるようにするとともに避難所の設置場所については速やかに被災者にその場所を周知させ、収容すべき者を誘導し保護に当るものとする。

1.避難所における措置

避難所で実施する救援措置はおおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の収容
- (2) 被災者に対する給水、給食措置
- (3) 負傷者に対する医療救護措置
- (4) 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- (5) 被災者への情報提供
- (6) その他被災状況に応じた応援救援措置
- 2.避難所の運営
 - (1) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な町職員を派遣する。また、避難所

の安全確保と秩序維持のため、消防団員を配置し、必要により警察官を配置するものとする。

- (2) 自主防災組織、婦人消防隊、各団体、ボランティア等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送れるよう努めるものとする。
- (3) 学校が避難所となった場合には、教職員等の人的支援体制を確立し、避難所等の運営を行うものとする。

第5.設置及び報告

避難所を開設した場合は、維持管理の責任者を指定するとともに開設報告及びその収容 状況を毎日県へ報告するものとする。

第6.責任者の指定

避難所の責任者はその都度災害対策本部員のうちから本部長が指名する。

- 第7.開設報告事項及び整備帳簿類
 - 1.避難所開設の日時、場所
 - 2. 箇所数及び収容人員
 - 3. 開設期間の見込み

整備帳簿類

避難所設置及び収容状況 避難収容者名簿 避難所用物品受払簿 避難所開設用施設及び器物借用簿

第8.災害弱者対策

- 1.情報伝達体制
 - (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員及び入所者に対し避難等の情報伝達等を行うものとし、その際、入所者に対し過度の不安感を抱かせないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

有線電話、防災行政無線等により伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織、 地域住民の協力を得て、災害弱者及びその家族に対して避難等の情報伝達をおこなう ものとする。

- 2. 避難及び避難誘導
 - (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、職員が避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行うものとする。

(2) 在宅者対策

地域住民、消防機関及び自主防災組織の協力を得て、避難場所へ誘導するものとする。

- 3.避難所における配慮等
 - (1) 避難所のバリアフリー化等

物理的障害壁の除去 (バリアフリー化) されていない施設を避難所とした場合には、 高齢者・障害者が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に 努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障害者等が避難することとなった場合には、トイレに近い場所を確保するなど災害弱者の生活エリアの確保する。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護のできる避難所へ避難させるもの とする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援 護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

(3) メンタルヘルスケアの実施

さらに、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の 災害弱者に対し、必要に応じて保健婦等の巡回健康相談及び指導、精神科医等による メンタルヘルスケアを行うものとする。

第9.避難計画

1. 勧告及び指示の伝達

伝達事項

- (1) 避難所 資料10 のとおり
- (2) 避難経路
- (3) 避難立退きの理由(河川堤防溢水及び決壊、地震、火災、その他)
- (4) 避難上の留意事項
 - イ 住宅の戸締り
 - ロ 家屋の補強と家屋道具の整理
 - ハ 携帯品と服装の準備
- 2. 避難所の指定及び誘導方法
 - (1) 避難所 資料10 のとおり
 - (2) 避難誘導方法

誘導員	経路と表示
誘導員は被害地を管轄する消防団員が当たり誘導する。 責任者は分団長とする。 第1班 3名 第3班 3名 第2班 3名	避難経路は、あらかじめ定められた経路をたどり、 その災害の状態に応じて設けるものとする。 表示は団員が立って誘導するものとする。

3. 避難所の警戒

各避難所に消防団員を各5名配置する。

- 4.避難路の確保
 - (1) 町、警察、消防関係機関は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の 運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に 努めるものとする。

(2) 道路管理者及び都市計画担当課は、あらかじめ危険箇所、工作物を調査し、その復旧、改善に努めるものとする。

第 9 節 救助·救急計画

- 第1.救助は、災害のため生命、身体の危険が緊急かつ急迫した場合に行い、災害 応急対策の実施責任者及び災害の現場にあるものが行わなければならない。
 - 1. 救助対象者

災害のため現に生命が危険な状態にあり、救助を必要とする状態におかれている者

2. 救助の方法

鏡石町消防団を9個分団に区分し、救出班を第1~第9班に編成する。災害による救出を必要とする事態が生じたときは直ちに警察機関、消防署に連絡し救出に当たるとともに県に報告する。

- 第2. 自主防災組織、事業所等による救助活動
 - 1.自主防災組織、事業所の防災組織及び町民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。
 - ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
 - イ 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し、早期救助に努める。
 - ウ 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を 受けるものとする。
 - 2.風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。
 - ア 救助技術、救助活動の習熟
 - イ 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施
- 第3.消防本部による救助・救急活動
 - 1.救助・救急活動
 - (1) 救助・救急は、救命の処置が必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求め、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
 - (2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率が高い事象を優先に救助・救急活動を行う。
 - 2. 救助・救急における出動
 - (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と救助隊が連携して出動する。
 - (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。
 - 3. 救助・救急体制の整備

救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を行う。

第4. 応援協定

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、応援協定及び「福島県広域消防相互協定」のよる派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、町長は県(生活環境部)に対して「福島県消防防災へリコプター」を、県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防援助隊実施要綱」の基づくへリコプター等の応援を要請するものとする。

第10節 食料供給計画

災害時における食料及び緊急物資は、家庭の備蓄及び町民の相互の助け合いによって可能な限り賄うものとする。町は、炊飯のできない罹災者に対し応急的な炊出し等を行い食生活の保護を図るものとする。

町は、食料の調達計画に基づき地元小売業者等保有の米穀等を調達し、備蓄食糧と併せて被災者等に供給する。なお、町は地元小売業者等保有の米穀等が不足する場合に、県に対して要請を行うこととする。

第1.食品調達先は資料11による

第2.炊出し実施場所

場	所	給食可能人員	備	考
第 1 小	学 校	900		
第 2 小	学 校	350		
中 学	校	700		
成田保健t	2ンター	150		

第3.炊出しその他による食品の給与

炊出し等による食品の給与は町長が実施する。ただし災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合は知事の補助機関としての県の指示をうけて町長が行う。その場合の災害救助法により実施される基準は次のとおり

- (1) 災害救助法による食品給与対象者
 - ア 避難所に収容された者であること
 - イ 住家の被害が全壊、流失、半壊または床上浸水等であって、炊事のできない者であること、但し親せき、知人等に寄遇しそこで食事のできる状態にある者を除く。
 - ウ 被害を受け一時縁故先等に避難する者であること。但し食糧品を喪失し、その持合 せがないものに対し応急食糧品を現物をもって支給する。
 - エ 被害を受けるおそれがあるため他に避難する者は原則として含まない。
- (2) 食品給与基準
 - 1人1日 1,020円以内
- (3) 食品給与期間
 - 災害発生の日から7日以内

第4.食品給与対象者の把握

町民部長(町民課長)は給与体制を円滑にするため状況を把握し県に報告するものとする。

第11節 衣料及び生活必需品その他物品供給計画

被災者に対する衣料生活必需品、罹災児童、生徒の学用品その他の物質を供給することによって罹災者の応急的な日常生活を確保するためその調達と配給を期するものとする。

第1. 衣料及び生活必需品の調達

応急的な日常生活の確保を目的とするため調達にあたっては迅速に調達するものとする。 調達先は資料12による。

第2.世帯構成別被害状況及び災害による生活申告の把握

災害救助法による救助物質の給与は住宅に被害を受け日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失または毀損しこれらの家財を直ちに入手困難で日常生活を営むことが困難な者に、一時急場をしのぐために行なうものであるから、迅速に世帯構成員別被害状況及び各人の深刻度を把握して救助物資購入計画をたて県に報告する。

第3.町において調達不能の場合

町の業者から調達不能の場合については関係機関に連絡し調達するものとする。

第12節 給 水 計 画

災害地における被災施設の迅速な復旧と円滑な応急給水を行うために応急給水、給水拠点、応急復旧、給水水質についての対策を定め、災害地への応急的飲料水供給の実施を図るものとする。

第1. 実施機関

水道事業管理者(町長)は、状況を判断して必要に応じ、応急給水、応急復旧、水質保 全を行うものとする。

第2.被害状況の調査報告

次の事項を調査し県に必要事項を明記し、文書をもって報告するものとする。

- 1. 水道施設の被害状況及び被害見込み額
- 2. 応急措置の概況
- 3. 応急復旧工事に要する概算見積額
- 4. 応急復旧に要する資機材の種別、必要数
- 5.所要人員の明細
- 6.飲料水の応急的給水方法
- 7. その他必要と認める事項

第3. 応急給水

応急給水方法は断水等の状況を判断し、次の方法の組み合わせて行うものとする。

1.災害残存施設による拠点給水

災害後の施設の被害状況を把握したうえ、残存施設により給水可能な区域と運搬給水

が必要な区域とに区分し、配水調整により断水区域を局所化して給水拠点地域における 応急給水を迅速に進める。

- 2.給水車による給水
- 3.緊急ろ過浄水機による給水
- 4.被災のない井戸による給水

第4. 応急復旧

- 1.水道施設復旧
 - (1) 被災施設の復旧にあたって、被災施設の給水能力を保持することを前提に取水、導水、浄水施設の機能保全を図りながら、浄水場から主要給水地点に至る送水管の復旧及び給水拠点に至る基幹配水管の復旧を最優先に行う。その後順次、配水管、給水装置の復旧を配水調整を行いながら進め、断水区域の解消に努める。
 - (2) 水質の保全

災害後の再給水に際しては、塩素滅菌処理を確実に実施し、同時に給水栓における 残留塩素量の測定を実施し、水質の保全に万全を期すものとする。

- 2.被災した井戸の復旧(水道施設のない地域)
- (1) 被害地域に接している地域にある井戸の迅速な調達及び水質検査を行い、良好な井戸を使用するよう指導する。
- (2) クロール石灰水等による消毒を行ない安全な飲料水を供給すること。
- (3) 井戸の水量に応じ貰い水をする地域を定めて、その地域の住民に周知させること。

第5.災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は、同法の定めるところにより実施するものとする。 なお、この場合も実施責任者は、町長となる。

(福島県災害救助法施行細則第17条による知事の職権の一部委任による。)

(1) 飲料水の供給を受ける者 災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水の供給量大人1人1日最大概ね3 次(3) 飲料水の供給期間災害発生日から7日以内

(4) 費用の限度額 機械器具の借上費、修繕費、燃料費、浄水用の薬品及 び諸資機材の実費

第13節 医療(助産)計画

被災地の住民に応急的に医療を施し、または助産の処理を確保してその保護を図るものとする。

第1.救護班編成及び救護所設置場所

- (1) 町は、災害の規模・状況により、医師会等の協力を得て救護班を編成する。 災害救助法が適用された後に、医療(助産)救護の必要があると認めたときには県に対し、迅速・的確に医療(助産)救護を要請する。
- (2) 救護所は、鏡石町保健センター、成田保健センター及び避難所等に設置する。

班名	班長	編成の内容	連絡方法	設 置 場 所
保健福祉部救護班	保健福祉部長 (保健福祉課長) が指名する者	医師1名看護婦3名保健婦2名補助員2名計8名	電話その他	・鏡石保健センター ・成田保健センター ・避難所等

- (3) 医療(助産)救護の業務内容
 - ア 診療(分娩の介助及び分娩前後の処置を含む。)
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 応急処置、その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オー看護

第2 救急医療指定機関

名 称	所 在	電話
公立岩瀬病院	須賀川市北町20	0248 - 75 - 3111
(財)会田病院	矢吹町本町216	0248 - 42 - 2121
須賀川病院	須賀川市丸田町17	0248 - 75 - 2211

第3 町医療機関は資料13による

第4 医薬品の確保

- (1) 町は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。
- (2) 県は、「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱」により災害時の医薬品等備蓄体制の 整備を図っているので、救護活動に必要な医薬品等については「福島県災害時医薬品 等供給マニュアル」により、町が県に供給要請を行うものとする。

第14節 防疫及び保健衛生計画

被災地における防疫対策を迅速に実施した伝染病発生及び流行の防止を図るとともに、 避難生活における保健衛生指導、精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1.発生時の防疫体制の樹立及び情報連絡

・被害状況の把握及び(情報連絡)報告 被害地における被害状況を迅速かつ的確に把握し速やかに県中保健所長を経由して知事に報告すること。

第2.災害防疫活動

1.清潔方法の実施

伝染病予防法第16条の規定により、知事の指示に基づき、清掃計画により速やかに

清潔方法を実施するものとする。

なお、町内におけるゴミ収集及びし尿くみ取り業者名は資料14による。

2. 消毒方法の実施

ア 実施方法

伝染病予防法施行規則21条3から第27条に定めるところによる。

イ薬剤

罹災地域における薬剤の必要量を把握し、速やかに手持量を確認し不足あるときは 所要量を県に斡旋の要請をすること。

ウ 器具器材

町所有 ミストゾール4台

スイングホッグ 1 2 台

背負噴霧機 2台

スーパーミスター(O-157対策)1台

3. 防疫班の編成

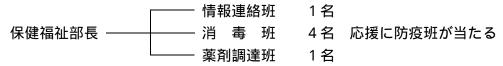
防疫活動を円滑かつ適確に実施するために防疫班を編成し災害時の防疫に当たる班は 町の行政各区に分ける。

4. 防疫班の組織

防疫班の組織は次のとおりとし統一指揮者には保健福祉部長が当たり各班長には各区 長をもって当てる。



5. 防疫計画組織表



第3.保健指導

町保健婦・栄養士は、避難所等を巡回し、被災者の保健指導、栄養指導を行う。

第4.精神保健活動

1.精神科医療体制の確保

町は、災害の状況に応じ、県の協力を得て精神科医療体制を確保する。

2. 被災者のメンタルヘルスケア

町は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、県の協力を 得て、メンタルヘルスケアを実施する。

第15節 廃棄物処理計画

災害により発生したごみ及びし尿の処分等を迅速・的確に実施し、環境の保全、住民の 衛生確保を図るものとする。

第1.廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、清掃計画の実施に当たる。た

だし、被害が甚大で本町限りで措置不可能な場合は、県又は他市町村の応援を 求めて実施する。

第2.ごみ処理

1. 収集体制の確保

被災地における衛生確保の急務性を考慮し、必要に応じ委託業者等に増車・増員の協力を求め、対処するものとする。

2. 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

被災地における防疫対策上、収集可能な状態となった時点からできるだけ早急に収集を行うよう、第一にその体制を確立するものとする。

(2) 粗大ごみ等

災害物として排出される大量の粗大ごみ及び不燃性廃棄物は、一時期に搬入・処理できないので、必要に応じ環境保全に支障のない場所に一時集積場を確保するものとする。

(3) がれき等

原則として排出者自らが、指定する場所に搬入するものとする。ただし、排出者が 応急の日常生活を営めない状態にあり、自らの資力による搬入が困難と判断される場 合及び道路等に散在し緊急な処理を要する場合は、町が収集処理を行うものとする。

第3. し尿処理

1. 収集体制の確保

県、近隣市町村からの応援を求め、処理場への搬入を行う。場合によっては、近隣の 処理場に処理を依頼する等の方策を講ずる。

さらに、不要となった便槽に貯留されている、し尿及び汚水等についても、防疫上、早急に収集が行われるよう人員、機材の確保に努めるものとする。このため町は、し尿収集運搬業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等の協力を得て、人員、資機材の確保を図るものとする。

2. 処理対策

(1) 避難所からのし尿処理

し尿の収集に当たっては、集団避難所からの排出物を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ

水洗トイレを使用する世帯には、洗浄水の断水に対処するため、普段から水のくみ 置きの普及を図るものとする。

また、水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能になった場合には、必要により臨時の貯留場所を設けたり、リース業者等の協力を得て共同の仮設トイレを設けるなどの対策を講ずる。

第16節 死者の捜索、収容処理、埋葬計画

災害により現に行方不明の状態にあり、すでに死亡していると推定される者の捜索並び に死者の収容、処理の万全を期すものとする。

第1.災害による死者の捜索、収容処理及び埋葬は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合又は知事による救助に余裕がない場合には、知事の補助機関として町長が行うものとする。

第2. 実施方法

- 1.県、県警察本部、消防関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。
- 2. 捜索班、収容班、埋火葬班の編成

捜索班、収容班は概ね班長1名、班員4名、計5名とし、消防署員、消防団員、町職員により編成し、埋火葬班は概ね班長1名、班員4名、計5名とし、町職員及び協力者をもって編成する。

- 3.捜索、収容の方法
 - (1) 捜索の順序
 - ・捜索に当たっては、時間的経緯によって流失のおそれがある方面を優先して実施する。
 - ・単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関との連携を 密にして、その効果を挙げるように努めること。
 - (2) 死者の収容等
 - ・安置場所は了解を得て付近の寺院を使用するものとするが、適当な場所がないとき は広場、避難所等へ仮設するものとする。
 - ・死者の収容にあたっては極力損傷を与えないように丁重に扱うとともに、死者に対 する礼が失われることのないよう注意しなければならない。
 - (3) 死者の処理

死体の処理は、原則として埋火葬班を当てるものとする。

第3.災害弔慰金の支給

災害 中慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合に、鏡石町災害 中慰金の支給に関する条例に基づき、死亡した町民の遺族に対して災害 中慰金を支給する。

第17節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

災害により住宅を滅失したり、災害で住宅を確保できない者に対する応急仮設住宅の建 設及び日常生活に欠くことのできない応急修理並びに野外応急収容施設を行うものである。

第1.実施機関等

- 1. 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理に関する計画の樹立と実施は、町長が行うものとする。
- 2.災害救助法を摘用た場合は、知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行うものとする。
- 3.建設に当たっては、二次災害の危険のない適地を選定する。

第2.収容対策

1. 入居対象者

住宅が全焼、全壊又は流出し居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者であること。

特定の資産のない失業者

特定の資産のない未亡人、母子世帯 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者 特定の資産のない勤労者 特定の資産のない小企業者 前各号に準ずる者

2. 入居者の選考

入居者の選考に当たっては、選考委員会を設置し選考を行う。また、高齢者・身体障害者等の災害弱者の入居について、考慮するものとする。

第3.設置戸数

全焼、全滅及び流失の3割以内

- 第4. 応急仮設住宅の規模及び費用の限度は、災害救助法・県地域防災計画・関係法令による。
- 第5.設置完成予定日数
 - 1.着工、災害発生の日から20日以内
 - 2. 完了、できるだけ速やかに
- 第6. 応急仮設住宅収容該当者の報告

入居該当者を災害発生後できるだけ早急に県に報告すること (報告担当;建設課長)

第18節 輸送計画

災害時における被災者、避難者及び災害応急対策要員の移送並びに災害救助物資等の緊 急輸送等の実施の際の輸送計画は次による。

- 第1.緊急輸送路の確保
 - 1. 県が指定した緊急輸送路 各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、交通の確保を図る。
 - (1) 第1次確保路線 ・東北自動車道
 - ・国道4号線
 - ·国道118号線
 - (2) 第2次確保路線・県道下松本鏡石停車場線
 - (3) 第3次確保路線・県道鏡田成田線(消防署鏡石分署を結ぶ)
 - 2. 町が指定する緊急輸送路
 - ·町道笠石鏡田線
 - ・町道牧場線(消防署鏡石分署を結ぶ)
- 第2.ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町が指定するヘリコプター臨時離着陸場

- ・鳥見山公園野球場及び多目的広場
- ・公民館グランド
- 第3.輸送手段の確保
 - 1.町は、現況に応じた車両を調達する。

輸送車両の調達先調は資料15によるものとする。

2.町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

第19節 水 防 計 画

第1.総則

1.重要水防箇所一覧

271147	X	BB	延 長	数士した	担当消防	 =	予想される	備
河川名	IX	問	延 長	警戒水位	機関	人員	危険概要	考
7司=+>7田 111	自 河	原	1,300m	4.5 m	鏡石消防団	208名	溢水破堤	
阿武隈川	至 成	田東			9 個分団			
鈴ノ川	成	田	1,000m	1 m	鏡石消防団 5 分 団	35名		

2.町における水防機構

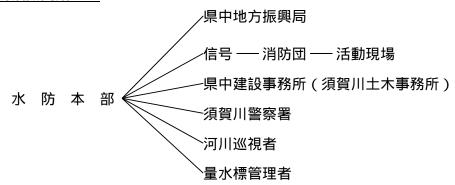
- (1) 鏡石町水防本部を鏡石町役場におく、その機構は水防計画書のとおりとする。 また、非常災害の際は町災害対策本部に所属するものとする。
- (2) 水防本部の関係者に対する伝達方法は、気象予防の通知があったとき、電話その他の方法で行うものとする。
- (3) 水防本部長は必要に応じ、消防団長をして分団の水防区域を変更し他の分団の水防を応援せしめることができる。
- (4) 河川巡視者は気象予報の通知があったときより出勤するものとする。
- (5) 消防団内の団員担当区分

+0.1/15/1/	. =	第 1	第 2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第 9
担当区分	人員	分団	分団	分団	分団	分団	分団	分団	分団	分団
水 防 作 業 員令河 川 巡 視 員資材調達運搬員	124 20 7 50	23 2	28 2	2 19	18 2	14 4 7 10	10 2 5	16 2	2 16	15 2
予 備 計	201	25	30	21	20	35	17	18	18	17

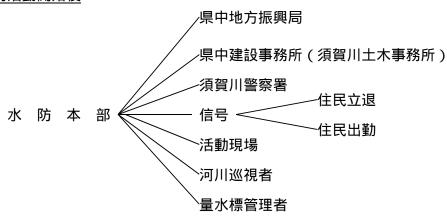
3.団体内部の連絡

気象予報の通知があったとき又は洪水のおそれを察知したときから洪水及び洪水による危険が解消する迄の団体内部の連絡系統は次のとおりとする。

(1) 水防活動開始まで



(2) 水防活動開始後



4.町内に対する周知方法

警戒水位以上に達し・氾濫の危険を認めたとき、福島県信号規則(資料17による)に 従って、消防機関は水防信号を発する。

第2.水防巡視

1.巡視の方法

巡視責任者は巡視班長とする。

第5分団は予め河川巡視者を定めその担当区分(別表)を巡視する。

- 2.巡視の方法
 - (1) 巡視者は気象予報の通知があったときは一時間毎に受持区域を巡視し河川の状況を水防本部に報告するものとする。
 - (2) 警戒水位に達したときは、常時河川を巡視し水防活動を必要とする30分前に河川の 状況を具してその活動時刻を水防本部に報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は直ちに水防信号によって消防団を召集し作業に当たらしめ 水防本部にその旨報告しなければならない。

第3.水位の通報

水防管理者は、量水標管理者より水位の通知を受け又は出水のおそれを察知したときは、 直ちに次の各号によって消防団各分団、警察署、その他関係機関に報告しなければならない。

- 1. 通報水位に達したとき、大雨注意報が発令になったとき
- 2.雨後一時間毎に

- 3.警戒水位に達したとき(10cm毎に)
- 4.最高水位に達したとき
- 5.警戒水位を下ったとき

第4.出 勤

1. 出勤の指令

水防管理者が消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (イ) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (ロ) 知事から水防警報の伝達を受けた場合
- 2 . 水防区域分担

分 担 区 域	担当消防団	備考
自 河 原 地 区 至 成田東地区	鏡石町消防団 9 個 分 団	
成 田 地 区	第 5 分 団	

第5.居住者出動基準

洪水・氾濫により危険切迫のおそれがある場合は次により水防管理者において居住者に対し出動を命ずるものとする。

1.要水防区域内の居住者にして満18才以上60才未満の男子は水防本部長の指示に従い水防に従事しなければならない。

第6. 資材器具等備蓄は資料18による

- 1.消防団員は召集をうけ作業現場に赴くときは前項の資材器具を携帯運搬しなければならない。
- 2.水防倉庫より遠隔の地において使用する器具については出動する消防団員その他出動 する住民各自携行すること。
- 3.前項の地において使用する水防資材は当該地区の農業協同組合又は附近の農家より調 達するものとする。
- 4. 資材調達の責任者はその地区を担当する消防団副分団長以上とする。

第7.公用負担

1.公用負担権限証明書

水防法第21条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、水防管理者、消防団長にあってはその身分を示す証明書を又これらの者の委託をうけた者が公用負担の権限を行使するときは資料19の証明書を携行し必要な場合にはこれを指示すべきものとする。

2.公用負担命令票

水防法第21条の規定により公用負担を命ずるときは原則として資料20のような命令票を目的物の所有者、又は管理者に手渡してこれを収用又は使用する。

第8.決壊等の通報

堤防が決壊又はこれに準ずべき事態が発生した場合には・氾濫すべき方向の隣接水防管理団体及び県中建設事務所(須賀川土木事務所)通じて福島県、水防本部に決壊の時機及び概要を附して報告しなければならない。

第9. 避難のための立退

1. 立退地域及び立退先経路等

立 退 地 域	立退先	経 路 立退引率者	備考
成 田 地 区	成 田	区役員	
成 田 東 地 区	成田保健センター	県道沿 5分団班長	

第10. 水防解除

水位が警戒水位以下に滅じ水防警戒の必要を認められなくなったとき口頭伝達、貼紙その他の方法で水防管理者は一般民に周知させるとともに県中建設事務所(須賀川土木事務所)を経由して知事に報告すること。

第11. 水防演習

水防演習はその都度水防演習実施計画書を作成しこれを水防協議会に図り実施するものとする。

第12. 水防通信連絡

水防のため緊急を要する通信は次により行う。

通報連絡先	通信方法	電話	連絡担当者	備考
鏡石町役場	防災行政無線電話	鏡石町 62 - 2111番	総務部職員	
成田保健センター	<i>'' ''</i>	" 62 - 4323番	総務部職員	
防災行政無線各分団詰所電話自動車			総務部職員 団訓練部長	

第13. 輸送

水防に必要な自動車は役場所有の自動車及び消防ポンプ車を使用する。

ただし緊急な場合には鏡石タクシーをしてこれを使用する。

第14. 水防顛末報告

水防が終結したときは、水防管理者は遅滞なく福島県水防計画書第14表の書式に従って 県中建設事務所(須賀川土木事務所)を経由して知事に報告すること。

第20節 文教対策計画

小、中学校、幼稚園児童生徒(以下「児童生徒等」という)の安全を確保するとともに被災により通常教育を行ない得ない場合の対処又は文教施設の応急対策を定めるものとする。

第1.児童生徒等保護対策

- 1.学校の対応
 - (1) 校長は対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
 - (2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させる事を原則とする。

ただし、児童生徒等のうち障害児については、学校等において保護者に引き渡す。

- また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、 状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。
- 2. 教職員の対応、指導基準
 - (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室に集める。
 - (2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確 にし、的確に指示する。
 - (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
 - (4) 障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
 - (5) 児童生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
 - (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、 氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
 - (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

第2.学校・幼稚園教育の応急対策

1. 応急教育施設の確保

応急教育施設の確保については応急教育計画による。

2. 教職員の確保

罹災した学校の応急授業については、教職員をすみやかに確保し得る態勢をととのえ、 応急授業に支障のないように努める。

3. 応急教育計画

被害小、中学校・幼稚園の応急教育計画は学校教育の応急対策計画によるほか、町教育委員会は次表計画に定める応急対策を講ずる。

応 急 教 育 計 画 (鏡石町教育委員会)

被害の状況	校舎の一部が使田不能の場合	校舎の全部が被害を
学校名	松子们一部外便用不能们场景	受けた場合
A# T . II.	・屋体及び特別教室を使用する	・公民館本館、鏡石中屋体及び地区集会所(成田、豊郷、旭
鏡石一小	・被害の状況により二部授業 を行う	町を除く)を利用する。 ・鏡石中及び鏡石二小特別室の 机、いす、黒板を補充する。

被害の状況 学校名	校舎の一部が使用不能の場合	校舎の全部が被害を 受けた場合
鏡石二小	・屋体及び特別教室を使用する ・被害状況により二部授業行 う	・成田、豊郷、旭町地区集会所 を利用する ・鏡石中、鏡石一小の特別教室 及び公民館本館の机、いす、 黒板を補充する。
鏡 石 中	・屋体及び特別教室を使用する ・被害の状況により二部授業 を行う	・公民館本館及び各地区集会所 を利用する ・鏡石一小、鏡石二小特別室の 机、いす、黒板を補充する
鏡石幼稚園 成田幼稚園	・屋体及び特別教室を使用する ・被害の状況により二部授業 を行う	・公民館本館及び各地区集会所 を利用する ・鏡石一小、鏡石二小特別室を を利用する

4.災害に対する児童、生徒に対する事前指導計画

小中学校・幼稚園ごとの防災計画に基づき消防機関等、関係機関の災害予防週間等を 利用し予防訓練及び避難訓練等を実施して事前指導の万全を期するものとする。

5. 教材、学用品の調達及び配給方法

被害児童生徒の不足教材、学用品は災害の発生と同時にその実態を品目別数量、児童、 生徒の個人別表により把握集計し購入配給計画を策定するものとする。

その場合の業務担当は、教育委員会職員とし教科書会社及び販売店との連絡を密にし て調達、配給の確保に努める。

第2.社会教育施設の応急対策計画

この対策については、常に防災診断等を行ない、予防及び応急対策の計画をたて保全 に努めること。

第21節 隣保互助民間団体活用計画

災害時において自主防災組織等及び住民の自発的な防災組織の活用を図り、災害応急対 策活動の万全を期するものとする。

第1. 主な作業内容

- 1.炊出し、その他災害救助に関する作業
- 2. 清掃及び防疫の実施
- 3.物資の運搬及び配分
- 4. その他必要事項

第2.協力体制の確立

各団体は町の災害対策本部に所属するものとし活動の要請等については本部長の命に従い総務部長(総務課長)が担当する。

第22節 交通応急対策計画

災害発生地における交通の混乱を防止し災害応急対策に従事する者又はこれらに必要な 資材輸送を確保するものとする。

第1.実施機関

須賀川警察署(県警本部、県公安委員会)

第2.交通規制の実施

- 1.総務部長(総務課長)は町内交通事情の実態の把握に努めるとともに関係機関と連絡を密にし、その状況を随時本部長に報告する。
- 2.標示設置による規制

総務部長(総務課長)は緊急輸送以外の車輌通行の禁止又は制限の必要を認めた場合は 警察署に連絡を図り、警察官の指導を受けて禁止又は制限の場所及び区間並びに、迂回 標示等の措置をとるものとする。

その場合、町道以外の道路については建設事務所並びに警察署に連絡し県公安委員会の指示を受けるものとする。

3.現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場指示により規制を行うものとする。

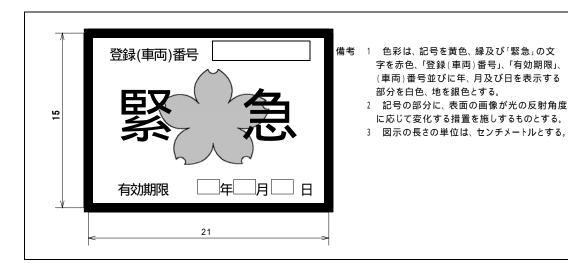
第3.緊急通行車両に係る確認手続き

- 1.確認の対象となる車両
- ・災害対応対策従事者の車両
- ・災害応急対策に必要な物資の緊急輸送の車両
- ・その他災害応急対策を実施するための車両 ただし、道路交通法第39条第1項の緊急自動車は、確認対象外である。
 - 2.確認手続き

知事又は最寄りの警察署は、車両の使用者の申し出により確認を行い、緊急車両と確認できた時は、下記の「標章及び証明書」を交付する。

*「標章」「事前届出済証」の様式

(災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第3及び第4)



第		号		婜	急	诵	行	車	面	確	認	証	明	年書	月		3
				27.	ا	~=	13	_	, ,		HO	н	-73		知 公安教	李昌 李	事 印 会 印
番さ	号 標 れてい	に 表 る 番	示号														_
車腕があった。	両の用i 送を行う っては、	余 (戛	三														
. 貝.	メロロ											,					
使	用者	住	所									()	局		番
·~	/i3 II	氏	名														
通	行	日	時														
通	行	経	路			H	4	発	ţ	t				E	的	地	
皿	1 J	尔土	ഥ														
備			考														

3.緊急通行車両等の事前届出、確認手続き

各防災関係機関は、平常時に事前の届出を行い、事前届出済証の交付を受けるものとする。

町においても、町保有の自動車で災害応急対策に使用する自動車は、緊急通行車両と して「緊急通行車両等の事前届出・確認手続き等要綱」に基づき、須賀川警察署に対し、 事前に確認申請を行い、事前届出済証の交付を受けるものとする。

第23節 災害警備計画

この計画は、災害発生時に災害から住民の生命、財産を保護し社会公共の秩序の維持を図るための計画である。

第1.治安の維持について

災害時における治安の維持については総務部長(総務課長)は警察と連絡を密にするとともに消防機関の協力を得て万全を期すること。

第2.被災地における治安の確保

総務部長(総務課長)は警察機関及び消防機関と連絡を密にし、災害発生時の被災周辺における住民の動向等を把握し、流言飛語の防止に努め極力治安の保持につとめるものとする。

第24節 消防計画

第1.消防計画

火災を防御し、被害を最小限にするため消防機関、施設の整備、水利の確保並びに危険 区域対策等消防活動について定める。

- 1.消防団機構 資料 4のとおり
- 2. 異常気象時における消防対策

強風注意報、乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認められる場合、 又は火災が発生した場合に大火に発展しやすい異常気象時には、広報車、消防自動車等 により町民に呼びかけ警戒体制を強化するとともに、火災警報発令時には特別警戒体制 を確立して万全を期すものとする。

3. 動員

消防団員を動員するときは、消防団長又は代理責任者が実施責任を負うものとする。

4.配 備

第3節 「動員計画」による。

配備区分	配 備 内 容
事前配備	消防担当者及び特命出動団員をもって充てる。
警戒配備	団本部、特命分団及び特命団員をもって充てる。
非常配備	消防団員をもって充てる。

5.動員の方法

団員の動員方法は、防災行政無線、移動系防災無線、一般電話等の方法で動員するものとし、緊急の動員は防災行政無線、サイレン、警鐘により行う。

なお、災害が発生し又は発生の危険があると知った団員は、団と連絡を取り、自らの 判断により出動する。

6. 須賀川消防署鏡石分署との連携

消防団長は、火災及び各種災害に対する警戒、防御等、統制ある消防活動を行うため 連携するものとする。

第25節 自衛隊派遣要請計画

この計画は災害が発生した場合に人命及び財産を災害から保護するため町長が知事に出動要請するための計画である。

第1.災害派遣要請の要求

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

- 1.災害派遣要請の要求方法
 - (1) 町長は、知事に対して、自衛隊災害派遣要請の要求をするときは、次の事項を明記し、文書をもって県中地方振興局長を経由して行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は、無線、電話等により、 直接知事(県民安全室)に要求し、事後に文書を送達するものとする。この場合、速 やかに県中地方振興局長へ連絡するものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望とする区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項対策
- (2) 緊急避難、人命救助等事態が急迫し、災害の援助が特に緊急を要し、かつ、県中地

方振興局長に対して要請するいとまがない場合は、直接知事(県民安全室)に要求し、 事後に文書を送達するものとする。この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する ものとする。

(3) 町長は、前項(1)及び(2)の要求ができない場合は、陸上自衛隊第6特科連隊長に対して災害の状況を通知するものとする。この場合、町長は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

陸上自衛隊郡山駐屯部隊

所在地 郡山市大槻町 (電話 0 2 4 - 9 5 1 - 0 2 2 5) 担当者 第 6 特科連隊第 3 科長 (内線 2 3 5 、県防災無線 3 4 5 1) 時間外 郡山駐屯地当直指令 (内線 3 0 1 、県防災無線 3 4 5 2)

(4) 町長不在時の決定

災害発生時に、町長が不在等で自衛隊災害派遣要請の決定が困難な場合は、助役がこれを決定する。それも困難な場合には、収入役を第二順位、総務課長を第三順位として 決定する。

2.災害派遣要請の要領

町長が派遣を要請する場合は次の事項を明らかにした文書(2部提出)を提出する ものとする。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話をもってする。 なお、この場合にも事後のおいて速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ)派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望とする区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項対策

第2.派遣要請ができる範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命及び財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの(救急患者、薬等の緊急輸送等)については、災害対策 基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等
- 3 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路、水路等交通路上の障害物除去
- 7 診察、防疫、病害虫防除等の支援(大規模な伝染病等)
- 8 通信支援
- 9 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等の緊急輸送
- 10 救援物資の緊急輸送

- 11 炊飯、給水
- 12 救援物資の無償貸与又は譲与

(防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令 第13条 第14条)

- 13 危険物の保安及び除去(火薬類、爆発物の保安処置及び除去) 不発弾の処理は、県警察本部が窓口となる。
- 14 予防派遣(被害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合)
- 15 その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

第3.防災関係機関が行う災害派遣要請

災害区域を所轄する警察署長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣を必要と する場合は、知事(県民安全室)に対して派遣要請を行うことができる。

第4.自衛隊部隊の自主出動

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない 場合は、部隊長の判断に基づいて派遣することができる。

第5.部隊の受入体制

- 1.町長は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して、緊密に連絡するものとする。
- 2.他の災害復旧機関との競合重複の排除 町長は、自衛隊の作業が他の復旧機関と競合重複する事のないよう、最も効率的に作 業を分担するよう配慮するものとする。
- 3.作業計画及び資材等の準備

町長は、派遣部隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、派遣部隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料(被災地の地図等)を準備すると共に、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1)作業箇所及び作業内容
- (2)作業の優先順位
- (3)作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- (4)部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- 4.町における自衛隊との連絡体制の確立

派遣部隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、総務部(開発課担当)を連絡交渉の窓口とし、役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置する。

- 5.派遣部隊の受け入れ
 - (1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同

- 一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。
- (2) 宿舎
- (3) 材料置き場、炊事場(野外の適当な広さの場所)
- (4) 駐車場(車一台の基準は3m×8m)
- (5) 臨時ヘリポート
 - 島見山野球場及び多目的広場
 - ・鏡石町公民館グランド

第6.災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合においては、町長、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1.警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2.他人の土地等の一時使用等
- 3.現場の被災工作物等の除去等
- 4. 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第7.派遣部隊の撤収

災害派遣の目的を達したときは、町長は知事に撤収を要請し、知事は自衛隊に撤収を要請する。

また、部隊が派遣の必要がなくなったと認めた場合に行うものとする。ただし、撤収に あっては、県、町及び関係機関との十分な事前調整を行ったうえで撤収するものとする。

第8.経費の負担区分

災害派遣時に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めが たいものについては、県、町、部隊が調整のうえ、決定するものとする。

1.県、町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、 電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2.部隊の負担

部隊の露営、給食、装備、器財、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の 経費

第26節 生活関連施設応急対策計画

道路、下水道、電気、ガス、鉄道、電話など生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るものとする。

第1.道路の応急対策

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、防災関係機関に報

告するとともに、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

• 町道 建設課

· 県道 福島県土木部 (県中建設事務所、須賀川土木事務所)

・国道(指定区間) 東北地方整備局(郡山国道維持出張所) (指定区間外)福島県土木部

・東北自動車道 日本道路公団(仙台管理局郡山管理事務所)

第2.下水道施設等応急対策

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、応急復旧を行うものとする。

なお、公共下水道施設、集落排水施設については、上下水道部(上下水道課)が「鏡石町下水道防災計画」に基づき対応するものとする。

第3.電力施設応急対策

東北電力(株)須賀川営業所と緊密な連絡をとり、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保に努め、緊急事態に迅速に対応するものとする。なお、電力施設の防災対策は「東北電力(株)須賀川営業所非常災害対策実施要領」によるものとする。

また、電気事故防止のため、電気施設に次のような異常を発見したものは、電力供給機関へ通報するものとする。

- (1) 電線が地上に垂れ下がっているとき。
- (2) 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて電線に触っているとき。
- (3) 電力の施設から火花、音響、煙等がでているとき。
- (4) 電柱が傾斜しているとき。

第4.ガス施設応急対策

町内におけるLPガス販売所、都市ガスにあっては、施設等の現状を把握しておき、ガス事故防止とガス施設を保護し、被災地に対するガス供給の確保に努め、緊急事態に、対処するものとする。

第5.鉄道施設応急対策

東日本旅客鉄道(株)須賀川駅と緊密な連絡をとり、鉄道施設を保護し、鉄道事故防止と鉄道輸送の確保に努め、緊急事態に迅速に対処するものとする。なお、鉄道施設の防災対策は「東日本旅客鉄道(株)運転取扱心得」によるものとする。

第6.電話施設応急対策

東日本電信電話(株)郡山支店と緊密な連絡をとり、電話施設を保護し、災害時の通信 手段の確保と被災地の災害情報収集が円滑に行われるよう努めるものとする。なお、電話 施設防災対策は「電信電話施設防災計画」によるものとする。

第27節 危険物保安計画

危険物等貯蔵施設にかかる危険物災害及び毒・劇物による災害は、付近住民の生命・財産を脅かし、その影響が極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第1. 応急予防対策

1. 危険区域等の現況把握

危険区域の災害予防情報を重点的に、緊急に収集するとともに状況に応じて消防団員等を現場に派遣する等により現況を把握し、緊急に危険区域等の危険物災害の防止を図る。

2. 危険区域等の非常警戒

消防団員等を緊急召集し、危険区域内の消防施設の点検整備及び消防水利の確保を図るとともに、広報班等を派遣して災害予防の広報に努め、状況に応じて消防協力者、危険物施設の関係者等の協力を求め、区域内の警戒、特に火気等災害発生要因となるものの使用制限等を図る。

3. 危険物の運搬規制

一般の車両等による危険物運搬の規制を図るとともに、危険物運搬中の車両等については安全地域に退避を図るとともに、危険区域内にある危険物で運搬、移送可能なものは安全地域に移送する。

4. 避難準備勧告・指示

危険区域等に危険物災害発生等の危険が生じ、住民に危険が及ぶ恐れがある場合には、 避難準備又は避難を命じて安全地域に誘導するよう努める。

第2. 応急対策

1.災害の実態把握

危険物の災害地域には重点的に調査連絡員を派遣する等により、速やかに災害の実態の把握に努め、災害情報を県、その他関係機関に通報するものとする。

2.消防隊等の重点的出動

危険性に応じて重点的に消防隊の等の出動を図り、災害拡大防止、人命救助活動等できるだけ速やかに行う。

3.緊急避難勧告、指示

危険区域等の災害が拡大し、住民が危険な場合には、緊急避難を命じ、安全地域に誘導する。

4. 広報活動

災害が拡大する場合には、防災行政無線により適切な情報等を広報し、防災活動・避難活動等の円滑化を図るとともに、住民の安寧、秩序を図る。

5. 応援要請

他市町村の消防又は自衛隊等の応援、派遣要請にあたっては、特に危険物の種類、危険性、数量及び災害の実態並びに応援隊の装備、資材、機器、人員等をできるだけ明確にして要請する。

第28節 農業各種災害対策計画

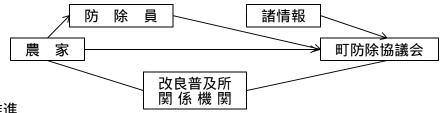
第1.病害虫対策

1.目的

この計画は農業物の生育において病害虫その他有害な動、植物を防除するための方針を示し、被害を最小限に止めることにより、農業経営の安定に資する。

2.病害虫発生の予察

- (1) 予察方法
 - ·町病害虫防除員巡視
 - ・農業改良普及所その他関係機関との連携
 - ・天候その他気象条件並びに諸情報の収集
- (2) 予察系統



- 3. 防除の推進
 - (1) 町病害虫防除協議会において防除計画の策定
 - (2) 広報紙及び防災行政無線等により防除の徹底を促す。
 - (3) 必要により、農協及び生産支部を通じて共同防除体制をとる。
- 4. 鏡石町病害虫防除協議会規約
- 5.特殊病害虫(アメリカシロヒトリ)対策
 - (1) 方 針

アメリカシロヒトリは全町的に広がり、この為に町ぐるみで計画的に適期防除を行わなければならない。

- (2) 防除の時期
 - ・第1回目防除 7月上旬(10日間)
 - ・第2回目防除 8月上旬(10日間)
- (3) 防除体制

(指導体制)

- ・早期発見と適期防除の推進(広報紙、防災行政無線)
- ・啓発チラシ配布
- ・町有防除機械の貸出し

(防除体制)

- ・自分の農作物、庭木は自分の手で守る。
- ・個人では防除が困難な高い樹木、又は公共的な樹木については地域ぐるみ(班) で防除する。

第2.有害鳥獸対策

(1) 有害鳥獣による被害発生予察表

区分 加害鳥獣類	被害農作物名	加 害 時 期
(鳥類) スズメ	水 稲 よ び 畑 作 物	4~5月 8~9月
(") カラス類	同 上	4 ~ 9月
(") ハ ト	野 菜 等 ・ 畑 作 物	4 ~ 5月

(2) 有害鳥獣駆除隊の編成

ア方針

- ・隊員は原則として狩猟に関し相当の知識を有した狩猟免許者(営林署関係者、猟友会員等)の中から選定する。
- ・隊の構成員は10名程度とし地域内事情を勘案のうえ有効適切なる配置を行なう。
- ・町長は毎年4月末日までに県中林業事務所長と協議して駆除隊員名簿を作成する。
- イ 駆除の申請、許可
 - ・申 請 被害農家団体が町長に申請する。
 - ・捕獲申請 町長は有害鳥獣駆除隊を編成し、知事に捕獲申請を行う。

第3.凍霜害対策

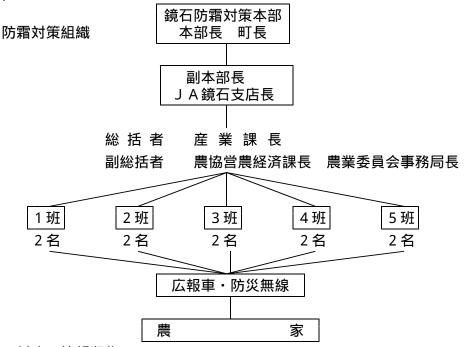
- (1) 鏡石町防霜対策本部の設置
- (2) 防霜対策本部の事務処理

県及び郡山地方防霜対策本部並びに気象観測所から霜注意報・霜情報の発令があった場合の処理方法

ア 勤務中の処理

執務中は農政係にて処理する。

- イ 日曜、祝祭日、退庁後の処理
 - (ア) 宿日直者は総括者(産業課長、営農課長)にその旨を連絡する。
 - (イ) 総括者は判断のうえ各班員の勤務の必要を決定する。
 - (ウ) 各班の班長は退庁後の気象条件等に注意するよう心がける。
 - (I) 各班の班長は勤務内容等を記録し次の班長へ引継ぐ。



(3) 霜に対する情報収集

ア 気温観測地点の設置

霜注意報・霜情報の発令があった場合は班長にその旨を連絡して防霜対策を翌日

の午前9時まで町防霜本部(産業課、農政係)へ電話をもって連絡願う。

イ 降霜被害の状況報告

各観測地点の担当員は被害が発生した場合は観測地点の周辺を調査のうえ被害発生当日の午前9時までに町防霜本部(産業課農政係)へ電話をもって連絡すること。

(4) 被害調査

町防霜本部は須賀川消防署鏡石分署観測の最低温度及び農家からの被害状況報告を もとに各関係機関の協力を得て被害調査にあたる。

(各関係機関名)

県中農林事務所須賀川農業普及所 すかがわ岩瀬農業協同組合(下部組織を含む) いわせ石川農業共済組合 農事生産支部長会

その他

- 第4.暴風雨、豪雨、豪雪、洪水、地震、低温、渇水、降ひょう対策
 - 1.組 織
 - ・町長は災害の種類、規模、範囲等により必要と認めたときは町に農業災害対策本部を 設置する。
 - ・農業災害対策本部の設置については、そのつど別に定める。
 - 2.被害のとりまとめ

町は災害が発生した場合には現地調査を行ない、その被害のとりまとめを行なう。

3. 対策設置

町は関係機関の協力を得て次の対策設置を講ずる。

- (1) 技術対策
 - ・農作物等の災害の未然防止に関する技術指導
 - ・農作物等の災害の軽減及び拡大防止に関する技術指導
 - ・被害農作物についての種苗対策
- (2) 農業気象通報対策
 - ・災害発生時における気象情報の収集及び通報(広報車、防災行政無線)
- 4.金融対策

暴風雨、豪雨、地震、降雨、降霜、低温又は降ひょう等の天災によって損失を受けた 農業者等に対し農業経営に必要な資金措置を講ずるものとする。

- 5.種 類
 - (1) 天災融資法による融資
 - (2) 農林漁業金融公庫法による災害復旧資金
 - (3) 自作農維持資金融通法による融資
 - (4) 農業経営自立促進資金の融通
 - (5) 農業災害補償(農業共済制度)

第29節 航空災害応急対策計画

第1.方 針

航空運送事業所の運行する航空機の墜落等の大規模な事故による災害から地域住民を守るため、防災関係機関の初動体制を確立し、被害拡大防止等の応急対策について定めるものとする。

第2. 実施責任者

国(東京航空局福島空港出張所)

市町村

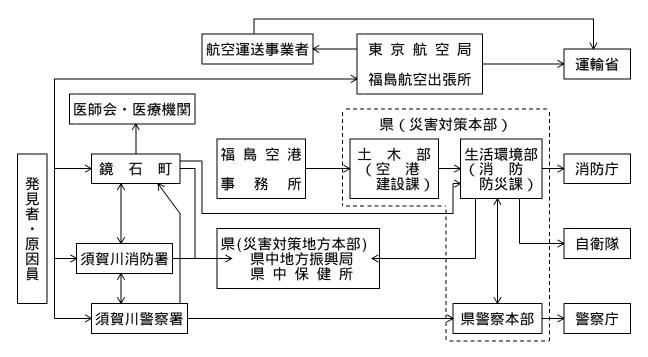
県警察

県(福島空港管理事務所、県民安全室、空港建設課、県中地方振興局等)

第3.実施内容

町内において、航空災害が発生した場合における通報、連絡、消火救難活動は、次により行うものとする。

1.通報連絡体制



2.町の措置

(1) 緊急事態の措置

航空災害の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、上記1により県及び防災関係機関に通報するものとする。

(2) 消火救難活動

必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動等応急 対策を実施する。

3.関係機関へ要請

須賀川消防署、近隣市町村へ応援要請を行うものとする。

4. 県に対する要請

- (1) 自衛隊派遣の必要が生じた場合は、県(県民安全室)に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。
- (2) 化学消火薬剤等必要な資機材の確保について応援を得る必要が生じた場合は、県に対して要請するものとする。

第30節 災害救助法の適用等計画

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に知事が国の委任を受け、救助の実施に当たるものとする。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかな手続きが必要である。

第1.災害救助法の概要

- 1.本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害 復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- 2.本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二 大目的である。
- 3.本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については知事に全面的に委託されており、知事は国の機関として救助の実施に当たることとされている。
- 4. 救助の実施を市町村長に委託した方が、より迅速に災害に対処できると判断されるような場合には、知事は事前に救助に関する職権の一部を市町村長に委任することができることとされている。
- 5. 災害救助法の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法(第24条~第27条)又は災害対策基本法(第71条)に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の強権が与えられている。

第2.災害救助法適用の留意点

- 1.災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村長の要請に 基づき、市町村の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅 速かつ的確に行わなければならない。
- 2.被害の認定については、災害救助法適用の種類、程度及び期間の決定に重大な影響を 及ぼすものであるので、適正に行わなければならない。
- 3.被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、建築関係技 術等の専門家を当てるも必要である。

第3.災害救助法の適用基準

1.災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。 鏡石町に災害救助法が適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

施 行 令 第 1 条 第1項中の号区分	適 用 区 分
第1号	鏡石町内の滅失住家数 40世帯以上
第2号	福島県内の滅失住家数 2,000世帯以上のうち 鏡石町内の滅失住家数 20世帯以上
第3号前段	福島県内の滅失住家数 9,000世帯以上のうち 鏡石町内の多数の住家が滅失
第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった 者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、 多数の世帯の住家が滅失した場合
第4号後段	多数の者の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生 じた場合(適用には厚生労働大臣への協議が必要)

(1) 前項での「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準としているので、そこまで に至らない半壊住家等は、同条第2号の規定により以下のように換算することとされ ている。

滅失住家	1 世帯	=	全壊(全焼・流失)住家	1 世帯
		=	半壊(半焼)	2 世帯
		=	床上浸水、土砂のたい積	3 世帯

(2) 被害程度の認定

災害救助法の認定に際しては、住家の被害の程度の認定が重要な要素となる。

第4.災害救助法適用の手続き

1.町の手続き

- (1) 災害救助法による救助は、市町村単位で実施されるので、町内の被害が第3の1項 に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は 直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときには、町長は、災害救助法による救助に着手することができる。(災害救助法施行令第8条)
- 2. 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとと もに、その状況を取りまとめて、県に逐次報告する。

3.特別基準の申請

- (1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期すことが困難な場合、厚生労働大臣の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。
- (2) 救助の程度、方法及び機関について「特別基準」を設定する必要が生じた場合、町 長は次の事項を明らかにした文書により知事へ申請するものとする。
 - ・一般基準により難い理由

- ・特別基準の内容
- ・その他必要な事項

第5.災害救助法による救助の種類等

- 1.救助の種類
 - (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与
 - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の給与
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 災害にあった者の救出
 - (6) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10)死体の捜索及び処理
 - (11)災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい 支障を及ぼしているものの除去
- 2.職権の委任

福島県では、県災害救助法施行細則第17条により、次に掲げる救助の実施に関する知事の職権を市町村長に委任している。

- (1) 収容施設(応急仮設住宅を除く。)の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の給与
- (3) 災害にあった者の救出
- (4) 学用品の給与
- 3. 救助費の繰替支弁

災害救助法第44条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「福島県災害救助費繰替支弁金交付要綱」による。

第4章 地震対策計画

第1節総則

第1.目 的

この計画は大地震災害に対する応急対策であり、震災から町民の生命、身体及び財産を保護すると共に、震災被害の軽減を図ることを目的とする。

第2.被害想定

現状における地震学においては、被害想定の基礎となる耐震的地盤調査、建築物等の倒、破壊を左右する地震の震度又は規模等については予想をすることはできないとされている。 しかし、大地震が発生した場合に予想される被害としては、次の点があげられる。

- 1.物的被害
 - (1) 建築物の被害
 - (2) 公共施設物の被害
 - (3) 危険物施設の被害
- 2.人的被害
 - (1) 死傷者
 - (2) 要救護者

第 2 節 震災予防対策計画

住宅の密集化に伴い、地震災害による被害が大規模になることが予想されることから、 防災化を推進するとともに、防災知識の普及と災害弱者の安全確保を図り、有事において 被害を最小限に防止するものとする。

第1.地震に強い町づくり

(1) 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の 建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。 このため、町は建築物の所有者又は管理者に対して耐震工法及び耐震補強等の重要性に ついての啓発に努め、一般建築物の耐震性の強化を推進するものとする。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努める。

(2) 防災上重要な建築物、橋りょう等の耐震性確保

町及び公共的施設管理者は、大規模な地震による災害時に応急対策活動の拠点となる施設、橋りょう等について、必要に応じ耐震補強を行うなどにより耐震性の確保に努めるものとする。

- (3) 都市防災化事業の推進
 - ア 災害時の延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担う 道路、公園、緑地等について、計画的な整備を推進する。
 - イ 道路の整備を推進し災害時の避難、消防・救急、緊急物資の輸送等、緊急活動にも効果を発揮できる総合的な都市計画を推進する。
- (4) ライフライン施設の耐震化推進

電気、水道、下水道等のライフライン施設については、それぞれの機関が事業計画に

より耐震性、耐火性の強化を推進し、災害に強い施設の整備に努めるものとする。

(5) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

地震により被災した建物が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判 定活動を地震被災後、民間の建築士等の協力を得て、速やかに行う。

このため、地震被災建築物応急危険度判定士認定者の活動体制の整備に努めるものとする。

(6) ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、町民に対しブロック塀の安全点検や耐震性の確保について啓発を行うとともに、ブロック塀の造り方などについて普及に努める。

(7) 地震防災緊急事業五カ年計画の推進 (平成13年度~平成17年度)

町は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第11号)の規定に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して策定された福島県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、積極的に事業の推進を図る。

事 業 名	事業主体	事業の概要
消防用施設	鏡石町	耐震性防火水槽、可搬式動力小型ポンプ 小型動力ポンプ付積載車 消防ポンプ自動車
緊急輸送道路	福島県	
鏡石一小耐震補強 鏡石町		耐震補強

第2.防災体制の整備

大震災による災害は、広域的に甚大な被害をもたらすおそれがある。これに対処するため、防災活動が相互に有機的な関連をもちつつ、効果的に機能しうるよう町及び防災機関等の、任務を明らかにし、防災体制を多角的に検討しながら、その組織化を図るものとする。

(1) 町の防災組織

ア 防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置する。

所掌事務、組織については、町防災会議条例のとおりである。

イ 災害対策本部

災害対策基本法第23条の規定に基づき設置する。

所掌事務としては、防災会議と緊密な連絡をもとに、地域防災計画の定めるところにより災害予防及び応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の防災組織

鏡石町地域を所管し、又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、鏡石町地域防災計画の円滑な実施のため、防災組織の充実を図るものとする。

(3) 自主防災組織

災害発生時の被害を軽減するためには、町や防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの生命と財産は自らで守る」という意識のもとに自主防災組織を 結成し、相互扶助による防災活動積極的に行うことが重要である。

ア 自主防災組織の育成

町及び防災関係機関は、災害発生時における自主防災組織の必要性等について理解を得られるよう広報活動を展開するとともに、防災訓練等の開催により、自主防災組織の結成と自主防災活動の充実を促進するものとする。

イ 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が 行えることが重要であり、近隣住民相互の密接な連携を確保する点から、行政区単位 で編成するものとする。

ウ 自主防災計画

自主防災組織は、災害時に効果的な活動ができるよう次の事項について計画を立て るものとする。

- (ア) 各係の任務分担
- (イ) 地域内の危険箇所
- (ウ) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (I) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (オ) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法

エ 日常の自主防災活動

(ア) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から集会等を活用して正 しい防災知識の普及に努める。また、民生委員等との連携を図りながら、地域内に おける高齢者、障害者等のいわゆる災害弱者の確認に努めるものとする。

(イ) 防災訓練等の実施

日頃から各種訓練を行い、会員各自が防災活動に必要な知識と技術を習熟し、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのために自主防災組織が主体となり、町及び防災関係機関等の協力のもとに、防災訓練を実施するものとする。

- ・災害情報の収集伝達訓練
- ・初期消火訓練
- ・救出、応急手当訓練
- ・給食給水訓練
- ・避難訓練

第3.地震に対する防災知識の普及

防災活動の成果を上げるためには、町民の防災知識を高め、その理解及び協力を得ることが必要であるので、平常時から各種広報媒体を活用し効果的な広報活動を行い、地震に対する防災知識の普及高揚を図る。

(広報の内容)

- ・町の防災計画及び防災体制の周知
- ・地震についての知識
- ・地震発生時の心得
- ・避難救助の措置及び初期消火の心得
- ・食料品、飲料水の備蓄(3日分)及び非常持出品等の備え
- ・建物の点検と救助、救護の方法
- ・自主防災組織の活動

その他の事項については、第2章第5節「防災思想普及計画」による。

第4. 防災倉庫の整備及び備蓄の推進

災害時に宿泊避難者等の生活を確保するための生活物資及び応急対策活動を円滑に行う ための防災資機材について、備蓄確保に努める。

また、町民は食料、飲料水、救急医薬品等を3日分備蓄するよう努めるとともに、非常 持出袋を備えておくものとする。

(1) 生活物資

災害時に他地域からの救援物資が到着するまでの間の生活物資として、毛布、炊事器 具等を備蓄するものとする。

なお、食料、医薬品及び生活物資の非常時供給についての卸小売業者等との協定締結 を検討する。

(2) 飲料水

緊急用飲料水の確保は、給水車、防災ろ過浄水器等により行うものとする。

(3) 応急活動用防災資機材

災害時の救助など応急活動用資機材として、発電器、投光器、チェーンソー、担架、 土のう袋、スコップ、かけや、ロープ等を備蓄するものとする。

(4) 防災備蓄倉庫の整備

生活物資、応急活動用防災資機材等の備蓄場所として、備蓄倉庫を整備するものとする。

第5.防災施設及び防災資機材の整備

地震に対処し、町民の安全を確保するためには、迅速、的確な情報収集、指令及び救出 救護施設の速やかな整備が必要であるので、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 通信関連施設

地震発生時には、有線通信体系が混乱する事が予想されるので、県防災無線、町防災 行政無線、移動系防災無線等の習熟を図る。

(2) 避難関連施設

大地震が発生し、家屋倒壊や道路・橋りょう等の破損により同時多発的に火災が発生し、また、危険物の流出、上下水道、交通、通信が途絶した場合には町民を安全な場所に避難させる必要がある。

避難場所については、被害の態様に応じ公園、学校、公民館、集会所等の既設公共施設を中心として指定するほか、総合的に防災行政を進める中で防災に適した公園等の整

備、避難場所の明示、周知の促進を進めるものとする。

(3) 火災防止関連施設等

大地震が発生した場合には、家屋倒壊、地割れなどの地震による直接的な被害により も、これに伴う火災による被害が大きいことに鑑み、町及び防災機関においては、消防 施設の整備を図るとともに、住民に対する初期消火体制の指導に努めるものとする。

ア 耐震性防火水槽の設置(消防水利の多重化)

地震時には、停電や水道管の破裂等の事態が当然に予想される。したがって、消火 栓の使用が不能となることが考えられるので、耐震性防火水槽の設置を進めるものと する。

また、川、池、沼などの自然水利のほか、プール、井戸、調整池等を消防水利として利用できるよう事前に検討して利用計画を立てるものとする。

イ 小型動力ポンプの配置

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式小型動力ポンプを配置するものとする。

ウ 消火器の設置

地震、火災の発生に際し、初期消火が効果的に行えるよう、地域、職場、家庭に消火器の備え付けを奨励するものとする。

(4) 火災防止対策

地震による火災を防止するため地震発生直後の火気使用停止の徹底を図るとともに石油、LPガス等の火気使用器具の取り扱い等について、次により適切な指導を行うものとする。

ア 石油類及びガス等、引火物対策の推進

石油類、ガソリンスタンド、LPガス・都市ガス施設に対し、消防署を通じ点検調 査等の指導を図るものとする。

イ 安全器具の使用

石油、LPガス等使用のストーブ、コンロ等については、安全装置のついた器具使用の徹底を図るものとする。

ウ 消火器具の使用方法の周知

消火器の効用を十分活かすため、町防災訓練、自主防災組織訓練等を通じ、習熟するものとする。

第6.災害弱者の安全確保

高齢者、傷病者、障害者(児)、外国人等いわゆる「災害弱者」の避難が可能な環境の整備のため、施設入居者については施設管理者と連携し、在宅者については地域ぐるみの支援の下に、その体制づくりに努める。

1.保育所、児童館の防災対策

各施設防災計画に基づき、入所児の安全を確保する。

2.特別老人ホーム「鏡石ホーム」の防災対策

- (1) 特別老人ホーム「鏡石ホーム」防災計画に基づき、入所老人の安全を確保する。
- (2) 日常から地元消防団、地域防災会、消防関係機関と緊密な連携をとらなければなら

ない。

- 3. 一人暮らし老人、寝たきり老人の防災対策
 - (1) 民生委員を中心とした地域ぐるみの支援に努める。
 - (2) 一人暮らし緊急通報システムを効果的に運用できるよう努める。

第7.ボランティアとの連携

地震災害発生時には、町内外から多くの支援が寄せられることから、その受け入れ体制を整備するものとする。

1.ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政の補完的役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものとがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法 を検討する。

2.ボランティアの受け入れ体制の整備

町社会福祉協議会等と連携を図りながら、日頃からボランティア活動を支援し、その整備に努める。

- 3.ボランティアの種類
 - (1) 一般ボランティア
 - ・労務の提供
 - (2) 専門ボランティア
 - ・医療ボランティア
 - 介護ボランティア
 - ・応急危険度判定士
 - ・通訳ボランティア
 - ・救急救助ボランティア
 - ・無線ボランティア等

また、災害時に行政とボランティア間を取り持ち、指導・総合調整にあたるボラン ティアコーディネーターなどの育成に努める。

第 3 節 震災応急対策計画

第1. 応急対策

1.災害対策本部

災害対策本部の設置及び設置基準並びに本部の組織運営については、第3章 第1節 「災害対策本部組織計画」によるものとする。

2. 動員計画

地震応急対策に必要な人員を確保するため、次により町職員及び消防団員等の動員を 行うものとする。

(1) 自主参集基準

地震が発生した場合における防災活動を実施するため、町の体制を警戒配備、非常配備とし、自主参集基準を概ね次のとおりとする。

	配備時期	配備内容		
	1 町内又はその周辺で震度4以	○次の課の職員数の約30%を配備する		
警	上の地震を観測したとき。	総務課建設課		
	2 その他必要により町長が当該	企画課都市整備課		
戒	配備を指令したとき。	税務課保健福祉課		
		町民課 上下水道課		
配		産業課教育課		
	部長 []	生涯学習課(公民館)		
備	班長 []	○消防団本部及び全団員を配置する。		
	[]	○初動処理事項		
	班員 []	・地震情報の収集、伝達		
	[]	・関係機関との連絡調整		
	[]	・火災など二次災害の状況と見通し		
	[]	の情報把握		
		・被害状況の収集・伝達		
		・その他必要事項		
	1 町内又はその周辺で震度6(弱)	○町職員の全職員を配置し、災害応急対		
	以上の地震を観測したとき。	策活動を実施する。		
非	2 その他必要により町長が当該	* 町職員で消防団員を兼務する者は、		
	配備を指令したとき。	本部長から指示あるまでは消防団		
常		活動を優先する。		
	*震度6(弱)以上のときは災害対	*配備対象外とする職員		
配	策本部が自動設置となる。	・自らが負傷し、勤務できない職員		
	(第3章第2節参照)	・自家等の災害対策に当たらなけれ		
備		ばならない職員		
		・乳幼児、老人、病人等の世話に当		
		たらなければならない職員		
		{ 上記にあっては、部長(課長)へ		
		速やかに報告すること。 }		

^{*}地震を察知したときの自主参集の判断は、県防災情報、テレビ、ラジオ等の地震情報によるものとする。

(2) 配備要員の指定

前項の配備下における配備要員については、勤務時間外に発生した場合の状況を考慮し、役場までの距離、家族環境、担当業務等を勘案して所属長があらかじめ指定し、毎年4月に総務課長まで報告するものとする。

(3)	活動要領				
(4)	非常参集及び非常連絡	_	「第3節	動員計画	」を準用する。
(5)	消防団員等の動員				

第2.被害状況等の調査報告

災害応急対策実施のため、必要な被害状況等の調査報告を行うものとする。

なお、災害対策本部が設置されない場合における被害調査報告についても、この計画に、 準じて行う。

1.被害調査報告についての協力

本部長はその掌握事務を遂行するため、必要があると認める時は、関係行政機関の長 及び関係地方行政機関の長並びにその他の関係機関に対し、資料・情報の提供・その他 必要な協力を求めるものとする。(災害対策基本法第21条)

2.被害報告の系統

- (1) 総務部長(総務課長)は、「第3章 第6節 通信情報計画」に基づき、応急対策の 措置を本部長に報告するものとする。
- (2) 本部長は、通信情報計画に基づき、速やかに災害による被害状況及びこれに対して とられた措置の概要を福島県総合情報ネットワークシステムにより、知事に報告する ものとする。
- (3) 報告は災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、その経過に応じて逐次行うものとし、最終報告は応急措置完了後10日以内に行うものとする。
- (4) 本部長は防災会議構成機関に対し、必要に応じて被害状況及び応急対策等を通報するものとする。

3.被害状況調査等の措置

- (1) 被害状況の調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得て実施する。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、総務部長は現地の実状を把握するため、災害調査班を編成して被害状況を調査させるものとする。
- (3) 被害が甚大なため、町において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めるものとする。

第3.情報の収集、伝達体制

災害応急対策を実施するに当たって必要な被害状況、その他災害に関する情報を迅速かつ確実に収集するものとする。

1.地震情報の受領及び伝達

関係機関から発表される地震予知情報及び地震情報(以下「地震情報等」という。) の受領は迅速確実に行い、必要ある時は関係機関、団体並びに住民に周知するものとす る。

- (1) 地震情報等は総務部長が受領し、町長に報告するとともに、各部長にその写しを送付するものとする。
- (2) 地震情報は、「第3章 第6節 通信情報計画」により、関係機関、団体並びに住民 に対し周知するものとする。

2.災害情報収集、伝達

本部長は、地震により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、ただちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて警察署、その他関係機関と緊密な連絡を取り、被害状況、その他災害対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努めるものとする。

(1) 情報の収集及び通信方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「第4章 第6節 通信情報計画」により、必要な情報を収集するものとする。なお、人命に関わる情報、危険地域の状況、住民の避難状況は、他の情報に優先して収集するものとする。

(2) 現地偵察

現地偵察については、本部長は災害調査班を派遣する。

また、甚大な被害が予想される場合においては、福島県総合情報ネットワークシステムによる衛星可搬局の現地映像情報を活用する。

(3) 情報の伝達

収集した情報を総合的に分析し、本部長に報告するとともに、特に危険地域からの 住民の避難等、住民の安全確保のために必要な情報については、直ちに関係機関に通 報するものとする。

3. 夜間及び休日等の情報の収集及び伝達は、1の地震情報の受領及び伝達の要領に準じて行うものとする。

第4.災害時の広報

地震災害時には、電話の集中や回線の断線、停電、交通事情の悪化等により町民の情報ニーズは通常に比べて急激に増大することが予想される。町民の不安や混乱等を回避し、応急対策が円滑に実施できるよう、町民に対して速やかに正確な情報を提供するものとする。この場合、町民の情報ニーズ及び情報収集源は、事態の進展によって変わるので、この点を踏まえた広報活動を行うよう努めるものとする。

なお、地震時の広報活動は、町以外にも防災関係機関がマスコミや広報車等により行うことになるので、広報活動の効果を上げるため、広報方法・内容等について関係機関相互で調整するものとする。

1. 広報内容

広報内容としては、以下のようなものが考えられる。これらのものは、「地震発生直後」「事態がやや落ち着いた段階」「給食・給水等の救援期」などの災害局面に応じて 実施するものとする。

また、同じ時期区分に属する項目については、広報順位を検討して行うものとする。

- ・余震、二次災害危険の見通し
- ・ガス漏れ、油漏れ、火気使用、電線の感電注意などの留意事項
- ・安否情報(児童、生徒の状況等)
- ・交通渋滞解消への協力依頼
- ・電話混雑解消への協力依頼
- ・上水道の飲用注意
- ・その他(道路、水道、電気の被害と復旧の見込み、食料品・生活必需品の確保状況、 休校、給食の状況、相談窓口設置、ゴミの収集など)
- 2 . 広報に関し上記以外の事項は、「第3章 第7節災害広報計画」を準用する。

第5.消防対策

震災による被害の大小は火災を中心とした二次災害の発生状況如何によって決するの

で被害に応じて重点的に消防団員等の出動を図り、災害拡大防止、人命救助活動をできるだけ速やかに行うものとする。

- (1) 初期消火の徹底
 - ア 防火用水、水バケツ、消火器等の準備
 - イ 自主防災組織の育成指導
- (2) 消防力の強化対策
 - ア 危険地域における消火栓、防火水そうの増設
 - イ 被害想定をもとに破壊消防による防禦線の設定場所、方法、補償等の事前検討、 計画を立てるものとする。
 - ウ 消防団員の参集を確保するため召集伝達等の方法を事前に定めておくものとする。
- (3) 応援協力体制の強化
 - ア 他市町村の応援協定は資料9によって行う
 - イ 自衛隊の派遣要請は第4章第24節により行う。これらの要請に当たっては特に危険物の種類、数量及び災害の実態並びに応援隊の装備、資材、機器、人員等をできるだけ明確にして要請するものとする。

第6.給水対策

- 1.大震火災時における水道対策は「第3章 第12節給水計画」に定めるほか、次により対策を講ずるものとする。
 - (ア) 被害地域内における井戸を速やかに掌握し、塩素消毒を直ちに実施する。
 - (イ) タンク車の応援の要請及び配車利用計画の策定
 - (ウ) 水道法第40条に基づく緊急応援の要請、配管利用計画の策定
 - (I) 給水量は最小限度を確保するものとし、1人およそ1日3点とする。
- 2.復旧計画
 - (ア) 復旧資材の確保
 - ・隣接水道事業所の手持資材を掌握しその活用を図る。
 - ・県内取扱業者の手持資材の掌握
 - ・製造業者より資材確保
 - (イ) 復旧労務者の確保
 - ・被災地以外の水道事業所及び関係機関団体の協力を求め復旧労務者の確保を図る。
 - (ウ) 第1次復旧

最小限度の給水可能な程度の復旧を目標として実施する。給水量は1人1日最小限 10%とする。

(I) 第2次復旧

浄水能力の復旧を目標とし、併せて主要配水管系の復旧を行うものとする。配水量は1人1日30点を目標とする。

(オ) 第3次復旧

被害前の状況に復旧し給水規制を解除する。

第7.避難対策

大震災時における避難対策は「第3章第8節避難計画」によるものとする。

第8.応援・協力の要請

災害時の応急措置実施にあたり、応援等が必要であると本部長が判断した場合は、放送機関、県、他市町村、自衛隊、民間ボランティア等に対し、応援・協力の要請を行うものとする。

- 1.放送機関への緊急放送の要請(災害対策基本法第57号) テレビ、ラジオの放送機関に対し、次の事項を明らかにして緊急放送の要請を行うも のとする。
 - ・放送を要請する理由
 - ・放送する事項、内容
 - · 希望放送日時
 - ・その他、必要な事項
- 2. 県に対する要請 (災害対策基本法第68号)
 - (1) 申請の手続き

県知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県中地方振興局長を経由して、県知事(県民安全室)に対し県防災行政無線、電話及びファクシミリ等をもって処理し、後日速やかに文書を送付するものとする。

(2) 要請事項の明確化

要請は、次に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- ・災害状況
- ・応援を要請する理由
- ・応援を希望する職種別人員
- ・応援を必要とする場所
- ・応援を必要とする活動内容
- ・応援を必要とする期間
- ・応援を必要とする物資、資材、器具等の品名・数量
- ・応援を必要とする物資等の配付先
- 3.他市町村への応援要請(災害対策基本法第67号) 応援要請の手続き及び応援の細部事項については、県の場合に準ずる。
- 4.自衛隊の派遣要請 (自衛隊法第83条) 第3章第25節「自衛隊派遣要請計画」による。
- 5. 民間ボランティアの要請
 - (1) 協力を要請する業務

災害時に自主防災組織、日赤奉仕団、各種団体組織、市民ボランティア等への協力 を要請する業務は、概ね次のような内容とする。

- ・被災者の救助、救護活動
- ・被災者に対する炊き出し、救援物資の仕分け、配分及び輸送等の業務
- ・その他、町が行う援助業務の補助

(2) 要請事項の明確化

民間団体及び市民ボランティアに協力要請する場合は、次の事項を明確にして行う ものとする。

- ・活動内容
- ・協力を希望する人員
- ・調達を要する資機材等
- ・協力を希望する地域及び期間
- ・その他、協力に際して参考となる事項
 - (3) 協力要請の方法

ア 団体への要請は、本部長の指示に基づき当該団体の責任者に対して行うものとする。

- イ ボランティア活動は、災害対策本部の担当班の指示に従い、それぞれが協力体制 をとり行動するものとする。
- ウ 担当班は、ボランティアの活動概要を記録し、本部長に報告するものとする。

第9.その他の事項

本節に掲げた事項以外の地震応急対策は、第4章「災害応急対策計画」各節の内容によるものとする。

第 4 節 災害復旧対策

第5章「災害復旧計画」による。

第5章 災害復旧計画

第 1 節 公共施設災害復旧計画

被災した公共施設については速やかに原形に復旧するとともに、被害の状況を十分検討して将来における災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設又は改良等を行うものとする。

- 1.災害復旧事業の種類
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 単独災害復旧事業
 - (2) 都市施設災害復旧事業
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 都市下水路施設災害復旧事業
 - ウ 公園施設災害復旧事業
 - 工 市街地埋設災害復旧事業
 - 才 単独災害復旧事業
 - (3) 農林施設災害復旧事業
 - (4) 上水道施設災害復旧事業
 - (5) 下水道施設災害復旧事業
 - (6) 住宅災害復旧事業
 - (7) 社会福祉施設災害復旧事業
 - (8) 学校教育施設災害復旧事業
 - (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業
- 2.災害復旧に関する主な法律
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金(昭和24年法律第97号)
 - (2) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置に関する法律

(昭和25年法律第169号)

- (3) 公共学校施設災害復旧事業費国庫負担金(昭和28年法律第247号)
- (4) 道路法 (昭和27年法律第180号)
- (5) 河川法 (昭和29年法律第71号)
- (6) 砂防法 (昭和30年法律第29号)
- (7) 公営住宅法 (昭和26年法律第193号)
- (8) 生活保護法 (昭和25年法律第144号)
- (9) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号)
- (10) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)
- (11) 精神薄弱者福祉法 (昭和35年法律第37号)
- (12) 伝染病予防法 (明治30年法律第36号)

(13) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号)

第 2 節 金融及びその他の資金計画

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、町並びに各種金融機関の協力のもとに、現存の各法令及び制度の有機的運用により所要資金を確保するよう配慮するものとする。

1.融資制度の充実

世帯更正資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、各種金融機関、その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るため資金の確保に努める。

(1) 生業資金の貸付

被災した生活困窮者の再起のため、必要な事業資金、その他の小額融資の貸付金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

- ア 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付
- イ 生活福祉資金の災害援護資金
- ウ 救助法による生業資金
- 工 母子福祉資金
- 才 寡婦福祉資金
- 力 国民金融公庫資金
 - (7) 更生資金
 - (イ) 恩給担保貸付金
 - (ウ) 遺族国債担保貸付金
 - (I) 引揚者国庫債券担保貸付金
- (2) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯で、災害により住宅を失い又は破損等のため 居住することができなくなった場合、住宅を補修しあるいは非住家を住家に改造する等 のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金
- ウ 寡婦福祉資金の住宅資金

第 3 節 その他の保護計画

被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対してつぎの対策を講ずるものとする。

- 1.被災者に対する職業の斡旋
 - (1) 被害により他に転職を希望するものに対しては、公共職業安定所を通じ本人の希望、 適性等を考慮し適当な求人を開拓して積極的に職業斡旋を行う。
 - (2) 被災者の職業を開拓するため、国県と協議し各種職業訓練所に入所させて、職業訓練を実施するように努める。

2. 国税等の徴収猶予及び減免の処置

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税並びに地方税について法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、国税、地方税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

3. 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため、町は低所得者に対し概ね次の処置を講ずるものとする。 生活保護法に基づく保護の要件を具備した被災者に対しては、その困窮の程度に応じ、 最低生活を保障して生活の確保を図るよう指導援助するものとする。

鏡 石 町 地 域 防 災 計 画 資 料 編

(平成14年7月)

鏡石町防災会議

資料 1	鏡石町防災会議条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料 2	鏡石町災害対策本部条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
資料3	鏡石町防災会議運営規程	3
資料4	消防団機構と指揮系統図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
資料 5	消防団の通常災害の編成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
資料6-1	消防力の現況調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
資料6-2	消防車輌等調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
資料6-3	消防団員階級別調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
資料6-4	消防団員在職年数調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
資料6-5	消防団員任用退職状況調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
資料6-6	消防水利調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
資料7	消火栓調査簿様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
資料8-1	出動計画・人員及び区域・車輌等調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
資料8-2	火災発生時における通報出動要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
資料 9	応援協定関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
資料10	避難所一覧表 ************************************	16
資料11	食品調達先調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
資料12	衣料及び日用品調達先調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
資料13	鏡石町医療機関調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
資料14	一般廃棄物処理業者名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
資料15	輸送車輌調達先調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
資料16	災害報告様式	21
資料17	信号規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
資料18	水防資材調 ·····	24
資料19	公用負担権限証書	25
資料20	公用負担命令票 ·····	25
資料21	防災会編成表 ************************************	26
資料22	宿泊施設等調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
資料23	防霜気温観測地点調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
資料24	鏡石町地域防災計画修正調	28
資料25	防災会議委員名簿 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
資料26	災害弔慰金の支給等に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
資料27	タクシー無線利用に関する協定書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
資料28	鏡石町防霜対策本部設置規程 ************************************	34
資料29	鏡石町病害虫防除協議会規約 ************************************	35
資料30	鏡石町病害虫防除協議会委員名簿 ·····	36
資料31	各課人員調	37
資料32	火災発生状況調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
資料33	災害発生件数調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39

鏡石町防災会議条例

昭和32年9月24日 条 例 第 2 0 号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第5項の規定に基づき、 鏡石町防災会議(以下「防災会議」という。)の所管事務及び組織を定めることを目的とす る。

(所管事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 鏡石町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福島県の知事の部内のうちから町長が任命する者
 - (3) 福島県警察の警察官のうち町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び須賀川地方広域消防組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の 残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係して地方公共機関の職員及び学識経験者のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される者とする。

(議事等)

第5条 全各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他、防災会議の運営に関し必要な事

項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

- この条例は、昭和37年10月1日から施行する。
- この条例は、平成11年3月23日から施行する。

資 料 2

鏡石町災害対策本部条例

昭和37年10月5日 条 例 第 2 1 号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第23条第6項の規定に基づき、鏡 石町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その 職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部長がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑 則)

第4条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

鏡石町防災会議運営規程

(昭和54年1月制定)

(目的)

第1条 この規程は鏡石町防災会議条例(昭和37年鏡石町条例第20号以下「条例」という第5条の規程に基づき鏡石町防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の召集)

第2条 会議は会長が召集する。

(庶 務)

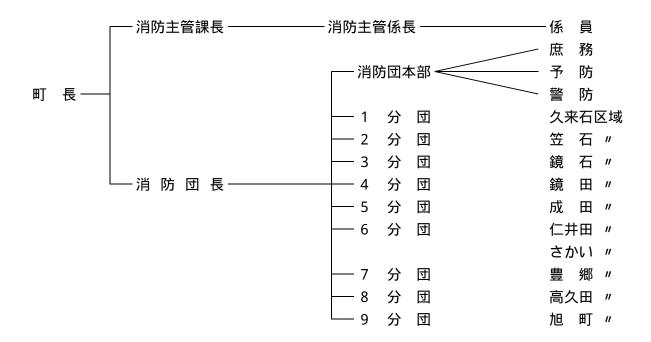
第3条 会議の庶務は鏡石町総務課において処理する。

附 則

この規程は、昭和51年1月25日から施行する。

資 料 4

消防団の機構と指揮系統図



・消防団の通常災害の編成

火 災 —	——消防主管課長 ———— <u>;</u>	消防主管係長	<u> </u>		人
	(対策本部)	分団名	定員	ポンプ車	小型ポンプ
		1 分団	2 5	1	1
消防本部		2 "	3 0	1	1
(町長)		3 "	2 1	1	
		4 "	2 0	1	1
	 消防団本部	5 "	3 5	1	1
	(現場指導本部)	6 <i>"</i>	1 7		1
	団長・副団長	7 "	1 8		1
	本部員 7人	8 "	1 8		1
		9 "	1 7		1
		計	208	5	8

資 料 6-1

・消防力の現況調

準 地	人	基	現	消防	小型		団	副	分	副	部	班	团	
市域		準	有	ポン	動力	計		団	団	分				備考
街 番	12.4.1	'=	Ħ	消防ポンプ車数	小型動力ポンプ数	пІ		ানা	1회	可				MH 与
地 号	現在	叧	IJ	数数	数数		長	長	長	長	長	長	員	
÷⊥	42 005	基	準	4	8	200	,	4	44	0	40	4.4	450	
計	13,005	現	有	5	8	208	1	4	11	9	13	14	156	
1.0		1.	,	3	3			3						鏡石・笠石・鏡田
16	8,894	/	,	3	3	115	115 1		8	6	6	6	85	仁井田・旭町 さかい
17	4 707	1.	,	1	2	F.4		4	0	2	2	4	40	成田・豊郷
17	1,767	1.	,	1	2	54		1	2	2	3	4	42	
その他	2 244	1.	,	1	3	20			1	1	4	4	20	久来石・南町
の地域	也域 2,344		,	1	3	39	39		I	ı	4	4	29	深内町

資 料 6-2

・消防車輌等調(12.4.1)

X			消	防 車 軻	Ī		消防	水 利		備	考
		分	ポンプ車	小型ポンプ	充足率	消火栓	防火水槽	井戸等	充足率	1/#	75
基	準	数	5	8	100.0	4	405	10			
現	有	数	5	8	100.0	248	80	10	82.0		
計	画	数	2	3		6	11		100.0		
計	12	年度				1	0				
画	13	年度		2		1	2				
年	14	年度	1	1		1	2				
次	15	年度	1			1	2				·
別	16	年度				1	2				·

資料 6-3

・消防団員階級別調(14.4.1)

合	計						=	非			常	ŗ				佅	į			
	āΙ	寸		長	副	寸	人	分	寸	長	副分団長	部	+	長	班	長	뒫	員	計	
定員	208		1			4			11		9		13		14		1	56	208	
実員	194		1	·		4			11		9		13		14		1	42	194	

資料 6-4

・消防団員在職年数調(14.4.1)

<u></u>	計		非	常		備	
合	āΤ	5年未満	5~10年	10~15年	15~20年	20年以上	計
19	94	109	73	8	2	2	194

資料 6-5

・消防団員任用退職状況調(13年度)

	消	防	寸	員	
新	任			退	職
1	8			2	7

資 料 6-6

・消防用水利調(14.4.1)

	10110110		,			
分	団 名	消火栓	40 水槽	20 水槽	貯 水 池	その他
1	分 団	12	11	2		2
2	"	42	7	5		2
3	"	74	12	3		2
4	"	27	6	2		3
5	<i>II</i>	35	12	4		3
6	"	32	8			
7	"	8	6	1		
8	"	12	5	1		2
9	"	11	1	1		
	計	253	66	19		14

資 料 7

・消火栓調査簿様式

番	号	所	在	目	標	備	考
						水槽等について	もこの様式に
						準ずる。	

資 料 8-1

・出動計画、人員及び区域、車輌等調(14.4.1)

分団	名	地域名	人員	ポンプ車輌	分団名	地域名	人員	ポンプ車輌
第	1	久来石	2 5	ポンプ自動車1台 小 型 動 力 1 台	第 6	仁井田 さかい	1 7	小型動力1台
第	2	笠石	3 0	ポンプ自動車1台 小 型 動 力 1 台	第 7	豊郷	1 8	II .
第	3	鏡石	2 1	ポンプ自動車1台	第 8	高久田	1 8	<i>II</i>
第	4	鏡田	1 8	ポンプ自動車1台 小 型 動 力 1 台	第 9	旭 町	1 7	II .
第	5	成田	3 3	ポンプ自動車1台 小 型 動 力 2 台				

資料 8-2

火災発生時における通報・出動要領

1.通 報

消防署で覚知した火災は全て下記により通報する。 須賀川消防署 → 鏡石分署 — 一 町 民 2000 場 — 当防団

2.出動

- (1) 特殊火災(工場等)及び火災警報発令中における全ての火災。 全分団、全車輌の出動とする。
- (2) その他の火災(建物、山林、野火、車輌等の火災) 下記の出動区分により出動する。(第1出動)

	応援出動地域		地元火災	(時の出動分団・車	車輌台数	
1 分 団	2 分団地域	地元分団 2台	2 分団 2 台			合 計 4台
2 分 団	1、3、9分団地域	地元分団 2台	1 分団 2 台	3 分団 1 台		合 計 5台
3 分 団	2、4、6、8、9分団地域	地元分団 1台	2 分団 2 台	6 分団 1 台	9 分団 1 台	合 計 5台
4 分 団	6、8分団地域	地元分団 2台	3 分団 1 台	6 分団 1 台	8 分団 1 台	合 計 5台
5 分団	7 分団地域	地元分団 2台	7 分団 1 台	9 分団 1 台		合 計 4台
6 分団	3、4分団地域	地元分団 1台	3 分団 1 台	4 分団 2 台		合 計 4台
7 分 団	5、9分団地域	地元分団 1台	5 分団 2 台	9 分団 1 台		合 計 4台
8 分 団	4 分団地域	地元分団 1台	3 分団 1 台	4 分団 2 台		合 計 4台
9 分 団	3、5、7分団地域	地元分団 1台	2 分団 2 台	3 分団 1 台	7 分団 1 台	合 計 5台

- (注) 出動分団以外は屯所待機とし団長命令により第2出動または解散とする。 応援出動地域外でも隣接地は分団長等の判断で出動することができる。 出動人員は消火活動可能人員5名以上を厳守すること。
- (3) 第2出動……全分団、全車輌の出動とする。
- 3.火災警報は、町長が有線放送等により発令周知するが、各分団は5名程度屯所で待機すること。 なお、その解散は別に命令がない時は、分団長の判断によること。

消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定書は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条及び第24条第2項の規定に基づき、須賀川市、岩瀬郡岩瀬村、長沼町、天栄村、鏡石町及び石川郡大東村の消防相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(災害防御の応援)

- 第2条 水、火災その他非常事態発生等(以下「水火災等」という。)の防御のための応援は、 次の方法により相互に応援隊を派遣するものとする。
 - (1) 応援の要請があったとき。
 - (2) 消防機関が水火災等の発生を覚知し、防御応援の必要があると認めたとき。
- 2 応援隊数は、受援側の要請及びその他の状況に応じて、応援側の市町村長又は消防長の判断による。

(応援隊の指揮)

第3条 応援隊の指揮は、受援地の消防長及び、その職務の委任を受けた消防署長又は、消防 団長が応援隊の長に対して行う。

(費用)

- 第4条 応援隊に要した費用は、次の方法により処理するものとする。
 - (1) 応援に際し発生した事故等による隊員の身体、機械器具、又は第三者にあたえた身体、建物施設等の補償については、応援側の負担とする。ただし、受援側の指揮下において第三者にあたえた損害補償については、受援側の負担とする。
 - (2) 応援隊の出動に対する手当及び、被服等の損料は、応援側の負担とする。
 - (3) 応援隊に対する食料及び、機械燃料等の補給又は、前各号以外の費用等について必要な事項は、その都度関係市町村長が協議の上決定する。

(協定期間)

第5条 この協定期間は、消防相互協定の必要がなくなるまでの期間とする。

昭和41年10月1日

須賀川市長	鈴	木	貞	夫
岩瀬郡岩瀬村長	吉	田	清	通
岩瀬郡長沼町長	安	田	垣	夫
岩瀬郡天栄村長	北	畠	雄太	郎
岩瀬郡鏡石町長	大 泸] 原	正	吉
石川郡大東村長	関	根	喜	平

全国かがみ友好町村災害時相互応援協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、地震等による大規模な災害時における防災対策、特に応急対策の一層の 充実・強化を図ることを目的として、全国かがみ友好町村(以下「町村」という。)が協力 して、物資・労力等の相互応援並びに情報交換を行うことについて定めるものとする。 (応援の種類)
- 第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - (3) 救援活動及び応急復旧活動に必要な車両及び船舶等の提供
 - (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
 - (5) 被災児童、生徒等の一時受入
 - (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
 - (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

- 第3条 応援を要する被災町村は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を 行い、後日、速やかに、当該事項を記載した文書を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
 - (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児 童、生徒等の学年等
 - (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の宿主別及び人員
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援を必要とする期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

- 第4条 応援を要請された町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。
 - 2 被災町村以外の町村は、通信の途絶等により被災町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災町村が応援の要請を行ういとまがないと認めるときは、被災町村からの応援要請を持たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、応援する町村の負担とする。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確保及び円滑を図るため、各町村の防災短刀か長刀 を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡す るものとする。

(情報交換)

第7条 各町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な 情報を交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、各構成町村は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年7月23日

福島県鏡石町長 木 賊 政 雄 高知県香我美町長 安 岡 徹 高知県鏡村長 山 崎 統 縣本県鏡町長 塚 本 静 雄 岡山県鏡野町 井 元 乾一郎

全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における 相互応援に関する協定書

全国市町村あやめサミット連絡協議会に加盟している自治体(以下「自治体」という。)間において、地震等による大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、自治体の地域で発生した大規模災害に関し、自治体間の相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

- 第2条 応援の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援
 - (2) 被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援
 - (3) 備蓄物資及び資機材、車両等の提供及びあっせん
 - (4) 被災者の一時収容のため施設の提供及びあっせん
 - (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

(応援の窓口等)

第3条 あらかじめ相互応援に関する連絡担当かを定め、災害が発生したときは、速やかに会長自治体(会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体)に連絡するとともに、必要な情報を随時、相互に交換するものとする。

(応援の手段)

第4条 応援は、情報収集等を行い自治体が被災したと確認又は判断されるときは会長自治体 (会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体)と連絡をとり、自主的に応援を行うもの とする。

(経費の負担)

- 第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。
 - (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う自治体が負担する。
 - (2) 援助に要する経費は、援助を行う自治体が負担する。
- 2 前項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた自治体と応援をした自治体で協議して定めるものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料の情報交換会(会議)をあやめサミットに併せて行うものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、自治体が既に締結している協定を防げるものではない。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。

平成12年 4月26日

全国あやめサミット連絡協議会

会長 佐原市長 鈴 木 全 一

次の34自治体の長の同意を添付する。

北海道長万部町、北村、厚岸町 岩手県東和町 宮城県古川市、多賀城市、一迫町、南方町 山形県長井市 福島県鏡石町、会津高田町 新潟県新発田市、栄町 茨城県潮来町 栃木県高根沢町 埼玉県北川辺町、菖蒲町、庄和町 千葉県佐原市 山形県増穂町、櫛形町 静岡県伊豆長岡町 長野県明科町 岐阜県海津町 愛知県東郷町 三重県多度町 滋賀県中主町 兵庫県大河内町 和歌山県中津村 島根県江府町 広島県上下町 福岡県瀬高町 大分県日田市 宮崎県都城市

災害時における鏡石郵便局、 鏡石町間の協力に関する覚書

鏡石郵便局(以下「甲」という。)及び鏡石町(以下「乙」という。)は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、鏡石町内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第 1号に定める災害をいう。

(協力の内容)

- 第3条 甲及び乙は、鏡石町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれその円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力に努めるものとする。
 - (1) 甲が実施する事項
 - ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別 事務取扱い及び援護対策
 - イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱(ポスト)の設置
 - (2) 甲及び乙が実施する事項
 - 必要に応じ、甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供
- 2 甲及び乙は、鏡石町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
 - (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
 - (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
 - (3) 前2号以外の事項で、協力できる事項

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力に努めるものとする。

(職員の派遣)

第5条 甲は鏡石町災害対策本部に職員を派遣することができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、鏡石町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に怖じて情報の交換 を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては鏡石郵便局長、乙において鏡石町総務 課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決 定する。

この覚書の締結を証するため、本訴2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年10月22日

甲 鏡石郵便局 鏡石郵便局長 伊藤吉隆

乙 鏡 石 町 長 木 賊 政 雄

・避難所一覧表

	 施 設 名	所 在 地	構造	面積	管理者	電話番号
1	 久来石転作センター	久来石281-10	木造平屋	245	区長	62-7598
2	笠石防災センター	中町 380	木造2階	297	区長	
3	鏡石幼稚園	中町271-4	鉄骨平屋	503	園長	62-3772
4	鏡石町立第一小学校	中央 1	校舎	4,122	学校長	62-2006
			鉄筋3階 体育館	768		
			鉄骨2階	700		
5	仁井田多目的集会所	岡ノ内 229-9	木造平屋	175	区長	62-6955
6	鏡田転作センター	鏡沼62	木造平屋	271	区長	62-5995
7	鏡石町保育所	本町 43-6	木造平屋	525	保健福祉	62-2513
					課長	
8	高久田多目的集会所	高久田 107	木造平屋	127	区長	
9	鳥見山公園	緑町207	体育センター	1,647	教育課長	62-6527
			鉄筋2階		都市整備 課長	62-7636
					林区	
10	鏡石中学校	旭町158	校舎 鉄筋 2 階	3,786	学校長	62-2015
				2,012		
			鉄骨2階	·		
11	鏡石町公民館	旭町159	鉄筋 2 階	1,169	教育長	62-2031
12	鏡石町立第二小学校	豊郷中238	校舎	3,325	学校長	62-2033
			鉄筋2階	1,028		
			体育館 鉄骨2階			
					· · ·	
13	成田保健センター	成田 343	鉄筋2階	600	保健福祉 課長	62-4323
14	さかい集会所	前山 69	木造平屋	139	区長	

・食料調達先調

商店名	責任者氏名		電話	所 在 地	所有車輌	取扱品目
J A 鏡石支店			62-2131	鏡 石		米 、 野 菜
食糧事務所 郡山支所			郡山 937-3980	郡山市		*
侑 面川青果店	面川航	_	62-3704	鏡 石		野菜
サンマート鏡 石 店	正木克	己	62-2021	"		"
侑 橋本青果店	橋本勝	時	62-2573	"		"
須 田 商 店	須 田 要	治	62-2911	成 田		"
旬港屋魚店	面 川 緑	郎	62-2027	鏡 石		鮮魚
㈱いわきや	鈴木幸	子	62-2057	"		鮮 魚 野 菜
主婦の店サンユー 鏡石店	樽 川 正	男	62-6161	"		II .

・衣料及び日用品調達先調

商店名	種類	所 在 地	電話	備 考
会 田 商 店(株)	燃料等	鏡石町豊郷中664	62-5434	
オサダ石油㈱	"	鏡石町不時沼 5 - 1	62-2101	
偷小 泉 石 油	"	鏡石町岡ノ内107	62-4777	
コーナンフリート (株)	"	鏡石町久来石824	62-7360	
JA鏡石支店	"	鏡石町中央71	62-6431	
侑)吉田商店	<i>II</i>	鏡石町本町170	62-2556	
根 本 石 油 ㈱	"	鏡石町高久田118-4	62-3900	
㈱鏡石協業ガス	<i>II</i>	鏡石町旭町236	62-2553	
(有) アジア堂鏡石薬店	薬 品 等	鏡石町本町264	62-2023	
(有) コミヤマ薬店	<i>II</i>	鏡石町本町283	62-5412	
いとう薬局中央店	<i>II</i>	鏡石町中央48	62-2044	
(株) グッドラック薬店	<i>II</i>	鏡石町不時沼247	62-3839	
㈱やすこくや	衣料品等	鏡石町不時沼234	62-3101	
サンアイショッヒ゜ンク゛センター	"	鏡石町本町182	62-6111	
ジョイフル・コバヤシ鏡石	"	鏡石町中央50	62-5518	
(株) 雨 田 屋	日用品·資材等	鏡石町岡ノ内357	62-2225	
ビバホーム須賀川南店	"	鏡石町高久田115	62-1800	

・鏡石町医療機関調

医 院 名	電話番号	備考
医療法人 滝田内科医院	62-2270	内科・小児科
医療法人 矢吹医院	62-2018	内科・循環器科
菊 池 医 院	62-2347	内科·外科
野 崎 医 院	62-4560	精 神 科 ・ 内 科
小 野 医 院	62-4355	内科・産婦人科
針谷クリニック	62-5200	内科・循環器科
のがえ内科クリニック	92-2113	内科・循環器科
つむらやクリニック	62-1616	整形外科・外科
関 根 歯 科 医 院	62-2284	歯科
飯 村 整 骨 院	62-3835	接骨
松本歯科医院	62-6480	歯科
曽 根 歯 科 医 院	62-3151	歯科

・一般廃棄物処理業者

1.し 尿

業者名	代表者名	住 所	電話
侑 吉 田 総 業	吉 田 孝 行	諏訪町74-1	62-2420

2.ご み

業者名	代表者名	住 所	電話
小 林 産 業	小 林 哲 夫	豊郷中327	62-4346

資 料 15

・輸送車輌調達先調

地区名	所有者氏名	輸送対象	台数	電話番号	地区名	所有者氏名	輸送対象	台数	電話番号
<u> </u>	須賀川タクシー	乖 田	2	60 2125	鏡 田	福島空港運輸㈱	貨物	10	75-1424
鏡石	鏡石営業所	乗用	2	62-3135	"	須賀川運輸	"	10	75-0111
"	鏡石タクシー	"	5	62-3141	"	郡山日新運輸	"	5	62-6600
"	須賀川レンタカー	マイクロ	2	62-3148	成 田	成田運輸㈱	"	10	62-5632
"	佐久間産業(株)	"	1	62-2191	"	興商運輸예	"	5	62-6283
"	丸藤運輸㈱	貨 物	6	62-4621					

<u>災</u> 害	·名;					_			
第				報					
報	告	時	刻	月	日		:		
確	定	時	刻	月	日		:		
七	町	村	名						
報	告	者	名						
災	害対	策本	部	設置時刻		:			
				解散時刻		:			
水	防	本	部	設置時刻		:			
				解散時刻		:			
消防職員出動延べ人数									
消	防団!	員出	動延	べ人数				•	

									被害数	具体的被害地区	被害概況
人	的	被	害	死	者						
				行	方不明						
				負	傷者	重		傷			
						軽		傷			
物	的	被	害	全	壊	棟		数			
						世	帯	数			
						人		数			
				半	壊	棟		数			
						世	帯	数			
						人		数			
				— <u>;</u>	邹破損	棟		数			
						世	帯	数			
						人		数			
				床.	上浸水	棟		数			
						世	帯	数			
						人		数			
				床	下浸水	棟		数			
						世	帯	数			
						人		数			
非	住	È	家	公	共建物	棟		数			
				そ	の他	棟		数			

避難勧告・指示	避難 指示	
	発令時刻	
	解除時刻	
	地区名	
	世帯数	
	人 数	
	避難指示	
	発令時刻	
	解除時刻	
	地区名	
	世帯数	
	人 数	
	避難指示	
	発令時刻	
	解除時刻	
	地区名	
	世帯数	
	人 数	
	避難·指示	
	発令時刻	
	解除時刻	
	地区名	
	世帯数	
	人 数	
	避難 指示	
	発令時刻	
	解除時刻	
	地区名	
	世帯数	
	人 数	

ライフライン被	害状況	具体的被害地区	被害概況
	上水道		
	下水道		
	電力		
	ガス		
	鉄 道		
	電話		
	道路		
	その他		

・信号規則

水防信号	敬	鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号	
第1信号	休止	休止 休止	- 休止 - 休止 - 休止 - 休止 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒	警戒水位に 達したこと を知らせる もの
第2信号			- 休止 - 休止 - 休止 5 6 5 6 5 6 5 6	団員全員が 出動すべき 事を知らせ るもの
第3信号			- 休止 - 休止 - 休止 - 休止 10 5 10 5 10 5 10 5	住民の出動 を知らせる もの
第4信号	乱	打		避難立退を 知らせるも の

- ・信号は適宜の時間継続すること
- ・必要があれば鐘、サイレン信号を併用してもよい
- ・危険があった時は口頭伝達により周知させること

資 料 18

・水防資材調

種	鞱	昭 明 器 具	推 帯 電 話	スコップ	掛矢	ペンチ	ハンマ	鶴ハシ	谷	絽	事 鍬
単	位	基	基	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
数	量	2	1	30	10	5	5	5	2	6	10
種	類	鎌	杭	鉄 線	空、俵	叺		莚	縄	ナタ	
単	位	丁	本	K	俵	俵		枚	玉	丁	
数	量	14	300	15	400			120	6	10	

・公用負担権限証書

第 号

公用負担命令権限証

鏡石町消防団 長

右の者に 区域における水防法第21条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

平成 年 月 日

鏡石町長印

資 料 20

・公用負担命令票

第 号

公用負担命令票

目 的 物 種別 員数

負担の内容 使用 収用 処分等

平成 年 月 日

鏡石町長 印

取 扱 者 印

樣

・防災会編成表

久来石区防災会	そ右区長 ーーーー	班
笠石区防災会	石区長	班
鏡石一区防災会 鏡石	一区長	班
鏡石二区防災会 鏡石	二区長	班
鏡石三区防災会 鏡石	三区長	班
鏡石四区防災会 鏡四	94区長	班
鏡田区防災会 鏡[田区長	班
高久田区防災会 高夕	(田区長	班
仁井田区防災会 仁井	井田区長	班
成田区防災会	田区長	班
豊郷区防災会	郷区長	班
旭町区防災会 旭	町区長	班
さかい区防災会	いい区長	班

資 料 22

・宿泊施設等調

名		称		所 在		収容人員	電話		
(有)	鏡	石	館	鏡	石	4 0	62-3171		
鏡 石	第一	ホテ	ル	"		5 0	62-3171		
扇	屋	会	館	"		5 0	62-3891		
菊	島	温	泉	久来石		久来石		1 0 0	62-6515
ホテ	ルま	るな	か	仁扌	+ 田	4 0	62-5181		

・防霜気温観測地点調

観 測 地 点	地域	+=t:					
既则心尽		坢	住	所	氏	名	電話
第1観測隊	本	部	不時沼 3 4 5		役場(防霜本部)		62-2118 内線 142
第2 "	笠	石	旭町160		消防署鏡召	分署	62-4511

・修正の経緯

昭和38年度計画作成要領

(1) 災害応急対策計画について

昭和38年度計画の作成に当っての基本方針は次のとおりである。

災害応急対策については、つとめて町の地域に係る防災の関係機関が応急的対策を実施する際の実態の把握と活用の方法を事項別に分類して定め、併せて災害応急対策の実施体制の確立と責任体制の明確化に努めた。

(2) 災害予防計画について

災害予防計画は防災諸対策のうち災害の発生を未然に防止しようとすること即ち災害予防措置の促進を図ることにあるので本計画は主として消防計画を中心として作成した。

昭和50年度計画の修正

昭和50年における修正については、昭和38年度計画の抜本的改正を行い、各種対策の充 実強化を期した。

昭和53年度計画の修正

昭和53年度における修正は地震対策の整備強化を図るとともに本計画をより活用しやすくするため計画編、資料編に分けて加除式に改めた。

昭和57年度計画の修正

訓練に関する計画に災害通信連絡訓練及び総合防災訓練を新たに加えたほか、避難所として第1小学校及び中学校の増設を図った。また、通信手段として防災行政無線を新たに加えた。さらに、資料編の整備を図るとともに、新たに6-1火災発生時における通報出動要領、40火災の発生状況、41災害の発生状況を加えた。

昭和61年度計画の修正

昭和61年度における修正は、第2小学校跡地に建設された成田保健センターを避難所に加え、計画全体の文言、文字等の整理訂正を施した。

平成9年度計画の修正

阪神・淡路大震災を教訓に、計画全体の再点検を行い、震災対策を重点的に見直し、 「章」建てとして編成した。

平成10年度計画の修正

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱に県・自衛隊・警察・消防本部を加え、 災害救助法の適用計画において、県が町に委任している業務を明確に記載した。

また、資料編のデータを更新した。

平成14年度計画の修正

機構改革及び字名称の変更に伴う修正を行うと共に、計画全体の文言、文字等の整理訂正を施した。

また、資料編のデータを更新した。

·防災会議委員名簿

種別	職名	電話
1 号委員	福島食糧事務所須賀川支所長	75-1141
"	鏡 石 郵 便 局 長	62-2300
2 号委員	県中地方振興局商工県民部長	0249-35-1210
"	福島県須賀川土木事務所長	75-3196
3 号委員	須賀川警察署員	75-2121
3 号委員	鏡 石 交 番 警 察 官	62-2012
4 号委員	鏡 石 町 助 役	62-2111
"	" 収 入 役	"
"	" 総務課長	"
"	"企画課長	"
"	" 建設課長	"
"	"都市整備課長	"
5 号委員	" 教 育 長	"
6号委員	鏡石町消防団長	"
7 号委員	日本電信電話株郡山営業所法人営業担当課長	
"	東北電力㈱須賀川営業所長	75-3138

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和53年6月29日 条 例 第 2 4 号

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号、以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第274号、以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しき障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 災害・暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
 - (2) 町民災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第二章 **災害弔慰金の支給**

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

- 第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、 次に掲げるとおりとする。
- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者より生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族は後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - イ 配偶者
 - 口子
 - 八父母
 - 二 孫
 - ホ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の

規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき は、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害甲慰金の額は、その死亡者が死亡当時において その死亡に関し災害甲慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持してい た場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死 亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場 合はこれらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規 定によるものとする。

(支給の制限)

- 第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。
- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

- 第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるとこ るにより支給を行うものとする。
- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告書又は書類の提出を求めることができる。

第三章 **災害障害見舞金の支給**

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があったときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当り災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては25 0万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第四章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯 の町民である世帯に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う ものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第8条第1項に規定する要件に該当するもので なければならない。

(災害援護資金の限度額等)

- 第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の 被害の種類及び程度に応じ、それぞれ各号に掲げるとおりとする。
- (1) 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害額がその家財の価格のおおむね三分の一以上である損害(以下 「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 ハ 住居が半壊した場合 270万円

二 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

八 住居が全壊した場合(二の場合を除く) 250万円

二 住居の全体が滅失若しくは流失した場合

350万円

- (3) 第1号の八、又は前号の口、若しくは八において被災した住居を建て直すに際し、その住居の残孫部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは、「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは、「350万円」と読み替えするものとする。
- 2. 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利 率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き3%とする。

(償還時)

- 第15条 災害援護資金は、年賦償還(又は、半年賦償還)とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつで も繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1 項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

タクシー無線利用に関する協定書

- 第1 鏡石町地域防災計画第3章第6節第4によるところのタクシー無線を利用する場合はこの協定の定めるところによる。
- 第2 鏡石町がタクシーの無線を利用する場合は、鏡石タクシー株式会社社長に次の事項を申し出て、承認を受けるものとする。
 - 1.タクシー無線を必要とする理由
 - 2. タクシー無線を必要とするおおよその期間
- 第3 鏡石タクシー株式会社社長は当該申込みの内容が正当であると認めるときは、この申込みを承認するものとする。
- 第4 前各号に定めるもののほか、必要なる事項はその都度協議して定めるものとする。

この協定は昭和54年2月1日から施行する。 昭和54年2月1日

福島県岩瀬郡鏡石町長

滝 田 良 嗣

鏡石町大字笠石字北原13

鏡石タクシー株式会社

代表取締役 遠藤英雄

鏡石町防霜対策本部設置規程

(目 的)

第1条 町は、関係諸機関及び団体と連絡調整を密にして、農作物の凍霜害を未然に防止し、 農家経営の安定を図るため、この規程の定めるところにより、鏡石町防霜対策本部(以下 「防霜本部」という。)を設置する。

(設置期間)

第2条 防霜本部は、毎年4月6日から5月31日までの期間、設置する。

(任 務)

第3条 防霜本部は、霜害防止のため必要な対策を樹立し、当該対策の実施にあたるものとする。

(職制)

- 第4条 防霜本部に本部長1人、副本部長1人、及び部員若干名を置く。
- 2 本部長には町長をあて、副本部長にはすかがわ岩瀬農業協同組合鏡石支店長の職にある者 をもってあてる。
- 3 部員には、産業課、農業委員会事務局及びすかがわ岩瀬農業協同組合鏡石支店営農経済課職員をもってあて、産業課長を総括責任者とし、副総括責任者を、すかがわ岩瀬農業協同組合鏡石支店営農経済課長及び農業委員会事務局長とする。

(関係機関、団体の協力)

第5条 本部長は、第4条に規定する任務を達成するため、須賀川農業普及所及びその他関係 機関・団体に対し、必要な協力を求めるものとする。

(庶 務)

第6条 防霜本部の庶務は、産業課が処理する。

(補 則)

この規程に定めるもののほか、防霜本部の運営その他防霜対策の実施に関して、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

鏡石町病害虫防除協議会規約

(目 的)

第1条 農作物有害動物または、有害植物の防除(以下「防除」という。)は、農業の近代化 に即応して総合的かつ組織的な防除体制を確立することが緊要であるので、防除実施方 針防除計画等に関し必要事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この協議会は、鏡石町病害虫防除協議会(以下「協議会」という。)と称し事務所を 鏡石町役場産業課に置く。

(組 織)

第3条 この協議会は、充の機関、団体の代表者をもって組織する。

鏡 石 町 鏡石町病害虫防除員

J A 鏡 石 支 店 鏡石町農業改良推進委員会

いわせ石川農業共済組合 鏡 石 町 行 政 区 長 会

鏡 石 町 農 業 委 員 会 鏡石町農事生産支部長会

(委員)

第4条 この協議会の委員の任期は2年とする。但し補欠委員は前任者の残任期間とする。

(会 長)

- 第5条 この協議会に会長1名、副会長 名を置く。
 - 1.会長は、鏡石町長の職にあるものがあたる。
 - 2.副会長は、委員のうちから委員が互選する。
 - 3.会長は、会務を総理し協議会を代表する。
 - 4.会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(事業)

- 第6条 この協議会は、目的達成のための次の事業を行う。
 - 1.防除方針、実施計画に関すること。
 - 2. 防除の普及宣伝に関すること。
 - 3. 防除実践本部の運営に関すること。
 - 4. その他防除に関すること。

(防除実践本部の設置)

第7条 この協議会のもとに実践本部を置くことができる。

(会議)

- 第8条 この協議会の会議は会長が招集する。
 - 2.会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長がこれを委員に通知しなければならない。

(経費)

第9条 この協議会の運営に要する経費は補助金及びその他の収入をもってあてる。

附 則

この規約は、昭和49年4月1日より施行する。

鏡石町病害虫防除協議会委員名簿

所属機関・団体名

鏡石町長JA鏡石支店鏡石町農業委員いわせ石川農業共済組合長鏡石町病害虫防除員

"

鏡石町農業改良推進員会長鏡石町農事生産支部長会長鏡石町果樹防除組合長 銀石町果樹防除組合長 JA鏡石支店営農経済課長鏡石町役場産業課長

・各部課人員調(14.4.1)

	·	職	員	数	/#	+2
部名	課等	男	女	計	備	考
	総務課	8		8		
総務部	出納室	1	1	2		
	議会事務局	1	1	2		
企画部	企 画 課	5	1	6		
税 務 部	税務課	7	1	8		
町民部	町民課	6	1	7		
産業部	産業課	7		7		
庄 未 叩	農業委員会	1	1	2		
建設部	建設課	6		6		
都市整備部	都市整備課	6		6		
/ロ /7も クロ カル 立7	保健福祉課	7	7	14		
保健福祉部	保育所	1	8	9		
	児童館		1	1		
上下水道部	上下水道課	9		9		
】 】 教 育 部	教 育 課	3	1	4		
1	鏡石幼稚園		5	5		
	成田幼稚園		3	3		
	図書館		2	2		
	学 校	1	7	8		
生涯学習部	生涯学習課(公民館)	5		5		
計		74	40	114		

・火災発生状況調

本町の火災発生状況は次のとおりであるが、特に春の3月、4月に多く、この原因としては火災の発生し易い気象条件における野火火災が多い。

(単位:件、千円)

												(単12:14	·、十円)
年	次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
62年	件数	(2)			(4)		(1)			(1)			(1)	(9)
62#	損害額	5,208			2,868		4,441			6,538			264	19,319
63年	件数	(1)	(1)			(1)	(1)				(1)		(1)	(6)
634	損害額	297	0			1,180	889				39		5	2,410
元年	件数	(1)		(1)			(1)	(1)				(1)	(1)	(6)
71.44	損害額	5		30			3,295	5,035				150	32,133	40,648
2年	件数	(1)		(1)	(1)	(1)						(1)		(5)
2 #	被害額	3,787		82	107	160						5,932		10,068
3年	件数		(2)	(2)	(1)	(1)			(1)		(1)	(1)	(1)	(10)
3 +	被害額		35	58	16	10			11,941		87	0	0	12,147
4年	件数			(1)		(1)			(1)				(1)	(4)
4 +-	被害額			4,923		64			32				195	5,214
5 年	件数			(2)	(3)	(1)			(1)					(7)
3 4	被害額			5	57	495			68					625
6年	件数		(2)	(1)	(1)	(2)		(2)	(1)	(2)			(2)	(13)
0 #	被害額		66	0	0	853		407	1,309	550			372	3,557
7年	件数	(2)	(1)	(1)	(4)						(1)		(1)	(9)
7 +	被害額	2,874	0	1	50						285		16	3,226
8年	件数				(4)						(1)		(1)	(6)
0 4	被害額				2,233						353		52	2,638
9年	件数	(1)		(2)	(1)			(2)						(6)
7 +	被害額	8,736		23	0			1,105						9,864
10年	件数	(1)	(2)		(1)	(1)					(2)	(3)	(1)	(11)
104	被害額	137	45		5	315					41	138	27,037	27,718
11年	件数	(1)	(1)	(3)		(3)		(5)		(2)	(3)			(19)
114	被害額	0	16,564	111		64,610		23,328		4	6,831			111,448
12年	件数		(2)	(1)	(2)			(1)	(1)	(1)		(1)	(1)	(10)
124	被害額		27,924	4	17			0	1,182	5,061		0	30	34,214
13年	件数	(1)	(1)		(2)	(3)	(2)		(2)			(1)	(1)	(13)
104	被害額	1,477	160		402	836	50		57			0	37,997	40,972
14年	件数		(4)	(2)										
144	被害額		848	66										

・災害発生件数調(火災は除く)

区 分年 次	雪	害	水	害	風	害	ひょう 害	霜	害	Ŧ	害	地	震	異低	常温	台	風	竜	巻	計
62年			,	1																1
63年			,	1																1
平成 元年			,	1												(1)			1
2 年			2	2	1											(1)			3
3 年			,	1												(1)			1
4年																				
5 年														1						1
6 年																				
7年			,	1												(1)			1
8年					1															1
9 年																				
10年			117	3	4	ļ										(3	3)			7
11年			,	1																1
12年			,	1																1
13年	1																			1
14年																				